

平生町告示第35号

令和6年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年11月29日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和6年12月12日

2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原 真紀さん

長尾 忠明君

中村 一幸君

中本 敦子さん

中川 裕之君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

細田留美子さん

中村 武央君

○応招しなかった議員

赤松 義生君

令和6年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和6年12月12日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第1号 平生町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
- 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第46号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第47号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第48号 田布施・平生水道企業団の解散について
- 日程第10 議案第49号 田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第11 報告第19号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
- 日程第12 報告第20号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
- 日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第14 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第1号 平生町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
- 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第46号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第8 議案第47号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第9 議案第48号 田布施・平生水道企業団の解散について

日程第10 議案第49号 田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について

日程第11 報告第19号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）

日程第12 報告第20号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）

日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第14 委員会付託

出席議員（11名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君
9番 岩本ひろ子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君	

欠席議員

6番 赤松 義生君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 宮地 恵三君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長.....	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君

健康保険課長	……………	久保 秀幸君	産業課長	……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	河村 武君	環境政策室長	……………	山本 和也君
社会教育課長	……………	三村 直子さん	総務課財務班長	……………	山本 順一君
学校教育課教育総務班長	……………			……………	村井 泰行君

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において長尾忠明議員、中村一幸議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣報告、常任委員会の視察研修報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。なお、吉本学校教育課長から欠席届の提出がありましたので、御報告いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

いつまでも暖かい日が続き、季節の移ろいがはっきりしないと感じておりましたが、12月に入り朝晩の冷え込みがこの時季らしいものになってまいりました。これから日ごとに寒さが増してまいります。また、感染症が流行する時季ともなりますので、体調管理には十分お気をつけいただきますようお願いいたします。

さて、「光陰矢の如し」と申しますが、月日の流れるのは早いもので師走ももう半ば、令和6年も残すところあと20日となりました。

今年は、元日に最大震度7の能登半島地震が発生するなど、波乱の幕開けとなりました。行政機関をはじめ多くの企業などが休みとなる年始の時期に発生した大地震に、もし同じことがこの地域で起こったら対応できるのだろうかと考えさせられました。本町は、今後30年以内の発生確率が70～80パーセントとされる南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域に指定されております。今年の8月に、初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されましたが、地震災害がいつ発生してもおかしくない地域です。これまで以上に災害に備えた取組が必要だと感じており、今後に向けて取り組んでいくべきことは何なのかを考えているところでございます。

こうした中、令和6年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、国の動向について触れてみたいと思います。

我が国経済の状況は、11月の月例経済報告によると「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされております。

政府は、今月9日に、一般会計の総額が、1兆3,943億3千万円となる2024年度補正予算案を国会に提出いたしました。現在、衆参両院で審議が始まったところですが、物価高対策や半導体産業支援、防衛関連など広範な施策が盛り込まれたことから、巨額な編成となっております。経済対策の関係経費は1兆3,931億円で、低所得者世帯への給付金や光熱費の補助などの予算が盛り込まれています。

また、地方交付税交付金が1兆3,980億円追加されており、経済対策関係経費計上分の7,926億円と合わせて、地方交付税交付金全体では、1兆8,324億円の増額となっております。

ます。

次に、本町における新年度に向けた取組をスタートさせましたので、そのことに少し触れてみたいと思います。

去る11月1日に開催された課長会議において、令和7年度予算編成方針を各課に対して示したところであります。本町の財政状況は、令和5年度一般会計決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べて0.8ポイント悪化し、コロナ禍前の硬直化した水準に戻っております。国の動向に左右される依存財源に頼らなければならない不安定な状況であることを認識する必要があります。

また、財政基金は令和5年度において大幅に減少しており、多岐にわたる財政需要や非常時の備えとして不安な状況になっております。令和7年度は、第五次総合計画の5年目となります。将来像である「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、計画に位置付けされた基本目標の施策を着実に推進していかなければなりません。そのために、単に慣習・慣例にとらわれず、緊急度、有効性、優先度、経費の後年度負担について十分に検証し、特に新規事業に取り組む際には、スクラップアンドビルドを徹底した上での予算編成を求めたところであります。

なお、具体的な予算編成に当たっては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、防災の取組として10月10日木曜日に実施いたしました、職員を対象とした災害対策本部設置・運営訓練について報告いたします。

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されておりますが、このような大地震の発生時には、町職員全員での対応が不可欠となります。そのため、日頃から防災部局以外の職員にも災害対応の重要性を認識してもらう必要があることから、大規模地震を想定した職員防災訓練を実施いたしました。

訓練は、ブラインド型ロールプレイング方式で行いました。訓練参加者を通常執務を行っている課に配置して訓練を開始し、コントローラーから電話やメモで付与された住民や関係機関等からの問合せや報告等を情報処理し、応急対策の検討・実施などを行いました。災害対策本部の状況をできるだけ再現するため、コントローラーからの情報付与を間髪入れずに行ったことで、発災初期の情報収集・整理に関する混乱状況を体験できたものと思います。

今回の訓練を通して、指揮系統の構築や情報伝達の方法など様々な課題も確認されましたが、甚大な被害が想定される災害時には、職員の配置を含め、マニュアルどおりでの災害対応は難しいと考えています。災害時の逼迫した状況下においても、各職員が指示待ちではなく、常に自分

で考え、自発的な行動につながる意識付けが重要であり、今後も継続的に全庁的な訓練を繰り返して行うことで、各職員が自らの役割認識を深めることで災害対応力の向上、意識醸成を図ってまいります。

また、各部署で行うべき災害対応の課題や懸案事項、解決策等を整理し、地域防災計画に反映させていきたいと考えております。

続きまして産業振興について報告いたします。

去る9月29日曜日に、阿多田オリーブパークにおいて、今年も町民の皆様とともに、オリーブの収穫イベントを行いました。イベント当日の収穫量は、22キロでしたが、その後の収穫により、最終的には230キロ余りを収穫し、15キロ以上のオイルを搾ることができました。今年のオリーブは、イベントで収穫・搾油体験を行う一方で、特産品の試作を行うために使用することとしており、既に試作品のオリーブオイル100本余りと加工用オイルを搾油しております。

現在、地域おこし協力隊により、オイルのラベル製作に取り組んでいるところでございまして、もう少しで、平生町のオリジナルオイルを皆様方にお披露目できると思いますので、どうぞ楽しみにお待ちしております。

次に産業まつりについてです。

今年度の産業まつりは、去る11月16日土曜日に、体育館周辺、特産品センター周辺、漁協周辺の3か所で開催いたしました。当日の天気予報は雨でございましたが、イベント中は何とか雨には見舞われず、多くの人出でにぎわいました。各ブースの出展も昨年より充実してきたと感じております。活魚販売やミカンのつかみ取りなど、コロナ前のにぎわいが戻ってきたようでうれしく感じたところでございます。夜には天気も回復し、商工会の計らいにより、晩秋の花火を楽しませていただきました。来年は、澄み切った秋空の下、まつりが行われることを期待するものでございます。

次に観光振興について報告いたします。

10月19日土曜日に、町観光協会主催による大星山サイクルフェスタが開催されました。当日は、あいにくの天気となりましたが、全国各地から平生町にお越しいただいたサイクリストの皆様129名により、大星山山頂を目指したヒルクライムレースが行われました。今年は、第10回目の節目の大会と伺っており、ステージイベントや、トリコローレ餅の配付など工夫を凝らした催しが行われ、イベントを盛り上げていただきました。そして何より、第1回目からこれまで、イベントに携わっていただいた皆様方には大変お世話になったと感謝しているところでございます。この間、県内外からたくさんの皆さんに平生町にお越しいただき、町の観光振興に大いに寄与したと感じております。来年も、町の活性化のため、第11回目の開催が行われること

を心待ちにしております。

最後に、イタリアーノひらおフェスタについて御報告いたします。

去る10月6日日曜日にひらおの魅力づくり推進協議会と平生町、コレガレーひらおの主催により、イオンタウン平生駐車場にて、イタリアーノひらおフェスタが開催されました。同フェスタは、イタリアーノひらおシティプロモーション事業の一環である「メルカートdiひらお」を取り込み、開催したものです。メルカートはイタリア語で市場の意味で、町内外から17団体の参加があり、ステージ発表やイタリア人講師によるイタリア語勉強会など行われました。特にステージ発表では、10月に着任した地域協力隊員2名も参加し、にぎわいを見せておりました。

また、アートプロジェクトの一環として、広島市立大学の芸術学部から作品の出展もあり、多様な方々が関わるイベントとなりました。当日は、好天にも恵まれ、2,000人を超える方々に来場いただきました。

12月8日日曜日に平生まち・むら地域交流センターにおいて開催されました「メルカートdiひらお」では、飲食店舗やキッチンカーの出店もあり、スペシャルトークショー等も行われ、来場者からは「また参加したい」との声も聞かれました。

今後、「メルカートdiひらお」につきましては、定期的な開催を予定しております。メルカートの開催を通して住民の主体的な参加を得ることが町の魅力につながり、その魅力を町内外に発信していくことで、関係人口の創出を図ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、9月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてです。

このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められているものですが、今年度も、令和5年度に取り組みました主要な施策を対象に点検評価を行っています。評価結果につきましては、この12月定例会最終日の全員協議会において、御報告をするよう準備を進めているところでございます。

続きまして、こころの健康観察についてです。平生町では、文部科学省が推奨するこころの健康観察の取組を9月から町内全ての学校で開始をしています。この取組は、心の不調を早期に把握する仕組みとして、毎日の健康観察に、子供がアプリを一人一台端末で操作して行うことで、児童生徒の心身の状態の変化への気づきや、相談支援のきっかけを増やしていこうとするものでございます。

11月22日には、平生町ICT教育推進担当者会議の中で、その取組状況が各校から報告され、「いじめの早期の認知につながった」という意見や、「子供の発信から教育相談に結び付け、悩みの早期解消につながった」との報告がありました。

町教委では、担任だけでなく、養護教諭や管理職などが子供の入力した回答を確認することで、担任が抱え込むことなく、組織的に子供の悩みや不安に寄り添って、その解決を図る仕組みにつながるものであると考えておりまして、今後も、こころの健康観察を活用して、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握と、教職員が緊密に連携した早期支援から、不登校やいじめ等の課題にもこれまで以上に向き合っていきたいと考えています。

次に、今年度、平生小学校で取り組んでいる、県教委主催事業子どもが地域の先生プロジェクトについてでございます。

本事業は、6年生の児童がイタリアノひらお観光大使になりきって、平生の魅力を子供たち目線で追究し、学習してきた成果を発信するもので、子供たちは総合的な学習の時間に、「歴史」、「食」、「場所」の3チームに分かれて、ふるさと平生の魅力発信に向けて準備を進めてきました。この取組の成果は、11月末以降、学校運営協議会や地域を招いた参観日、そして、まちづくり出前講座「町長と話してみませんか 平生の未来」において、6年生児童によるプレゼンテーションを行い、また、来年1月25日には、セミナーパークでの県教委主催のフォーラムのポスターセッションで発表することにしており、平生町の魅力をたくさんの人に発信することになってまいります。

続いて、平生中学校の厚生労働大臣表彰の受賞についてです。

11月26日に、平生中学校が、ボランティア功労者として厚生労働大臣表彰を受賞しました。この受賞は、昭和62年からのふるさと体験学習での高齢者施設での交流活動や視覚障害者のための声の本の作成、平成14年度からのひらお手伝い隊での一人暮らし高齢者宅での、清掃や草引き等のお手伝い、さらには、現在、中高生ボランティアに引き継がれています、平成20年度にスタートした街頭募金活動や赤い羽根共同募金への協力等の実践など、こうした長期にわたる活動が、ボランティア功労者として評価されたものです。なお、大臣表彰の伝達式は12月23日に県庁で予定をされています。

続きまして、社会教育関連の行事についてです。10月・11月に開催した5つの行事について御報告します。

はじめに、菌田憲一とデキシーキングスを迎えて10月12日に開催した音楽鑑賞会についてです。5年ぶりの開催となった本鑑賞会ですが、来場された約200名の方々は、日本の童謡や唱歌などをデキシーランドジャズにアレンジした演奏と歌に引き込まれ、楽しい時間を過ごすことができました。

次に、10月20日に開催したファミリースポーツ・レクリエーション大会です。今年度も、午前の半日日程でスポーツセンターを会場に開催を予定していましたが、グラウンドの状態が前日の雨で悪くなったことから、町体育館に会場を変更して開催しました。約350名の参加を得て、子供から高齢者まで幅広い町民の皆さんが、スポーツやレクリエーションを楽しむとともに交流を図ることができました。

続いて、10月26日に開催した第7回ひらお図書館まつりです。午前10時の開会前から、図書館前には多くの方々が列をつくられていました。本のリサイクルコーナーには約150人、おはなし会による絵本の読み聞かせ、絵本の紹介やパネルシアターなどには、約50人の親子の参加があり、子供から大人まで幅広い年代の参加で、とても盛況な図書館まつりになりました。

次は、11月2日、3日に開催した秋の文化行事についてです。昨年度に引き続き、今年度も実行委員会形式で企画・運営により、会場を町体育館と武道館、そして会場前駐車場では各種バザーが開催されました。体育館では2日の午後から、秋の文化行事開会セレモニー、終了後には第37回ふれあいコンサートを開催しました。今回は、ふれあいコンサートでの発表を各小中学校の教育課程に組み込んだことにより、佐賀小学校の3年から6年、平生小学校の4年生、そして、平生中学校の全校生徒が合唱や演奏を披露し、また熊毛南高等学校吹奏楽部の演奏も加わって、体育館がいっぱいになるほどの多くの保護者や地域の方に来場いただき大盛況となりました。3日の午前中は生涯学習表彰式、午後からは第35回町民音楽祭。また、武道館では、両日にわたって第55回総合文化展を開催しました。

この秋の文化行事には、延べ全体で、1,800人の来場がございまして、関係者の皆さんには日頃の取組を十分に発信・披露していただき、多くの方に平生町の文化・芸術に触れていただくことができました。

最後に、11月17日に開催した第66回平生町駅伝競走大会についてです。今年度も平生中央児童館前を出発し、今井中継所、体育館中継所を2周する周回コースで、ゴールを平生小学校グラウンドとする全長10.3キロメートルのコースに、28チームの申込みがありましたが、当日体調不良で、残念ながら2チームの棄権がございまして、26チームの参加で開催をされています。沿道では多くの方に声援をいただき、盛り上がっておりました。以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

.....

日程第5. 発委第1号

○議長（中村 武央君） 日程第5、発委第1号「平生町議会の個人情報の保護に関する条例の一

部を改正する条例」についての件を、議題といたします。

中川議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。中川委員長。

○議会運営委員会委員長（中川 裕之君） それでは、発委第1号「平生町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が、令和7年6月1日に施行されることに伴いまして改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、改正法により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、本条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもので、施行日につきましては、令和7年6月1日といたします。

ついては、各議員におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第1号「平生町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 承認第3号

○議長（中村 武央君） 日程第6、承認第3号「令和6年度平生町一般会計補正予算の専決処分

の承認について」を、議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本定例会に御提案申し上げます議案は、承認1件、予算1件、条例1件、事件2件、報告2件でございます。

それでは、承認第3号「令和6年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認」について御説明申し上げます。

補正予算の概要につきましては、去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙並びに第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上いたすもので、歳入歳出にそれぞれ817万4,000円を追加し、予算総額は63億5,736万2,000円となるものであります。

10月9日に衆議院が解散され、同月27日に投開票という限られた日程で執行されることになり、その経費について緊急に執行を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により10月9日に専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

以上をもちまして、承認1件の議案につきましの提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

承認第3号「令和6年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 報告第19号

日程第12. 報告第20号

日程第7、議案第46号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から日程第10、議案第49号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第11、報告第19号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」及び日程第12、報告第20号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、承認1件につきまして、御承認を賜りまして、ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第46号「令和6年度平生町一般会計補正予算」について、御説明を申し上げます。

今回の補正額は2,511万5,000円を追加いたしまして、予算総額は63億8,247万7,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては15ページからであります。

地域振興費では、イタリアーノひらおPR事業において事業内容の見直しを図り、事業費を減額するものであります。

税務総務費では、法人町民税の還付金を、今後の所要見込みにより増額いたすものであります。

16ページの障害者福祉費では、報酬改定の影響等に伴い障害福祉サービス費及び障害児給付費を増額いたすものであります。

福祉医療対策費では、山口県後期高齢者医療広域連合におけるプログラムの不具合に伴い生じました、令和元年度から5年度にかけての高額医療費の市町への過払い分について、その返還金を計上いたすものであります。

17ページの児童福祉総務費及び児童環境づくり推進事業費では、こども家庭センターの開設準備に要する経費を計上いたしております。

予防費では、子宮頸がんワクチン接種者の増加に伴い、接種に要する経費を増額いたすものであります。

保健センター運営費では、こども家庭センター開設に係る施設整備等に要する経費を計上いたしております。

18ページの林業振興費では、森林経営管理事業における測量・調査業務の委託料について、業務単価の上昇等に伴い増額いたすものであります。

19ページの道路橋梁維持費では、町道法面对策事業において、国庫補助内示額の減額に伴い施工規模を縮小することとし、事業費を減額いたすものであります。

河川維持改良費では、梅雨時期の大雨等の影響による排水機場の稼働時間増加に伴い、管理に要する経費を増額いたすほか、県が実施する海岸堤防老朽化対策事業における事業費の増額に伴い、負担金を増額いたすものであります。

20ページの小学校費学校管理費では、佐賀小学校の屋内消火栓の修繕に要する経費を計上いたすほか、平生小学校の給食受入施設を整備するための工事費用を計上いたすものであります。

給食費では、学校給食費高騰分支援事業において、食材費の値上がりが当初の見込みを上回りましたことから、補助金を増額いたすものであります。

21ページの中学校学校費管理費では、校舎外壁の劣化剝離への緊急対応として、侵入制限用バリケードの設置に要する経費を計上いたすほか、給食受入施設の整備及び給食費の学校給食費高騰分支援事業補助金につきまして、小学校費と同様に所要額を計上いたすものであります。

図書館費では、寄附金を活用させていただき、図書の購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。11ページからであります。

個人町民税は、給与所得等が当初の見込みを上回ることから、増額いたすものであります。

個人法人税は、企業業績の回復基調等に伴う増加が見込まれることから、増額いたすものであります。

森林環境譲与税は、譲与基準の見直しにより、増額いたすものであります。

12ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、歳出事業の特定財源として計上いたすものであります。

13ページの寄附金につきましては、明治安田生命保険相互会社から寄附金をこども家庭センターの開設準備に、眞工金属株式会社からの寄附金を図書の購入に活用させていただきます。

繰入金につきましては、一般財源充当額の減少に伴い財政基金繰入金を減額いたすほか、森林

経営管理事業費の増加に伴い森林環境整備基金繰入金を増額いたすものであります。

雑入につきましては、道路橋梁維持費に充当します市町村振興宝くじ交付金など、歳出事業の特定財源として計上いたすものであります。

14ページの町債につきましては、対象事業費の増減に伴い発行額を増額または減額いたすものであります。

前に戻りまして、6ページの第2表繰越明許費につきましては、学校給食集約化事業としまして給食受入施設の整備に要する経費を、令和7年度に繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、災害時における避難所環境の改善を図るため、令和7年度において防災用モビリティトイレを導入し、他の自治体との助け合いネットワークへ参加したいと考えており、早期発注による適切な納期の設定を図るため、債務負担行為を設定いたすものであります。

第4表地方債補正につきましては、地方債の変更に伴う起債限度額の補正を計上いたしております。

なお、23ページから給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第47号「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が令和7年6月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、改正法により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、本町の条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の措置を講じるものであります。

施行日につきましては、令和7年6月1日といたします。

続きまして、議案第48号「田布施・平生水道企業団の解散について」並びに議案第49号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」について、一括して御説明申し上げます。

地方自治法上の一部事務組合である田布施・平生水道企業団を令和7年3月31日をもって解散するため、地方自治法第288条の規定に基づき、構成団体による協議を行います。

また、田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、構成団体による協議を行います。

これらの協議については、地方自治法290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

協議の内容といたしましては、令和7年4月1日より、柳井地域の全ての水道事業を柳井地域広域水道企業団への経営統合することに伴い、令和7年3月31日をもって田布施・平生水道企業団を解散し、解散に伴う田布施・平生水道企業団に存する財産の全てを柳井地域広域水道企業団に帰属させるものであります。

続きまして、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、このたび専決処分をいたしました事例についての報告が2件ございます。

町が行った作業に起因する偶然な事故等に関する損害賠償額の決定についてであります。

損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方、損害賠償の額、専決処分の日につきましては、報告書にそれぞれに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきましての提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第13．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第13、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。

岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

まず、自主財源確保の強化について、2点お伺いいたします。

自主財源の確保の取組についてですが、本町の財政状況は、令和5年度決算報告書によると、収支は厳しさを増しており、特に自主財源の確保は課題となっています。このような状況を打開するための具体的な対策を講じる必要があると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

2点目に、従来の財源確保の見直しについてですが、少子高齢化や人口減少など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況において、従来の財源確保策の見直しも必要だと思います。ふるさと納税のさらなる拡充や企業誘致の強化など、自主財源を確保するための具体的な方策について、町長はどのような取組を検討されているのでしょうか。

また、イタリアーノひらおでオリーブの商品化、そして、ブランド化や観光振興など、地域の

特色を生かした産業振興策を推進することで、新たな財源を創出できる可能性があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 岩本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方自治体における自主財源は、行政活動の自主性と安定性を確保するために非常に重要なものと考えておりまして、主なものとして、税金、使用料・手数料、財産収入、寄附金等が該当するものでございます。

個別の確保対策としては、税収については、現行の産業振興や移住・定住施策も、従来の税収増加につながる施策と捉えておりまして、引き続き関連施策の推進に努めてまいります。

使用料・手数料につきましては、社会情勢や地域経済を踏まえた適正な設定ができるよう調査・分析を進め、財産収入につきましては、売却も含めて、保有資産の有効活用を図ることとしております。

また、寄附金につきましては、ふるさと納税が現行における自主財源確保策として最も即効性の高い事業であると認識しておりますので、さらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

それから、具体的な方策についてでございますが、まず、自主財源確保の具体的な方策として、ふるさと納税につきましては、魅力ある返礼品の開拓はもとより、クラウドファンディング型メニューの増加など、寄附者のニーズに応じた拡充策を講じているところであります。

また、今後の具体的な拡充策として、企業版ふるさと納税の制度活用を推進していくことで、財源確保の強化を図りたいというふうに考えております。

企業誘致につきましては、県と協力した誘致活動を引き続き推進していくほか、個人を含む小規模事業者による起業・創業支援にも注力していきたいと考えております。

また、副業や週末起業等の新たな働き方への対応についても、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

イタリアーノひらお関連施策につきましては、将来的な財源の創出につなげていくことを目的に施策を展開しているところでございまして、間接的な影響を見据えた長期的な取組として、今後も推進してまいりたいと考えております。

また、他の自治体の事例として、かせぐ課という部署を設置し、自主財源の確保に向けた先進的な取組を展開されている町などもございます。本町におきましても、このような事例を参考にしながら、財源確保に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（９番 岩本ひろ子さん） しっかりと取り組んでおられますが、地方公共団体にとって地方交付税は重要な財源ですが、地方交付税を頼っての財政運営は十分だとは言えません。独自の財源を増やすことによって、住民に安定した行政サービスを提供することができると思います。地方交付税と並行して、地方税の増収や新たな財源の開拓など、様々な取組を一層進める必要があると思います。

当町の財源を自ら確保し、地域の実情に合った施策を立案、実施していくことに取り組んでいただきたく希望いたします。

では、次の質問に入ります。地域防災と学校の連携についてです。

地域と学校の連携について、政府の防災関係のホームページでは、減災に備えるために7つの備えが提唱されています。1番、自助と共助、2番、地域の危険を知る、3番、地震に強い家、4番、家具の固定、5番、日頃からの備え、6番、家族で防災会議、7番、地域とのつながり。この中の7番目の地域とのつながりは、自分と家族だけではつくれない関係性です。日中、子供たちは幼稚園や学校に行きますので、言わば学校が子供たちの地域と言えるでしょう。また、校舎は避難所として利用される場合が多く、災害と学校の関係は極めて重要です。地域と地域の連携は重要なことは当然ですが、地域と学校の連携も必要になると考えます。

そこで、災害時における地域と学校の連携について、町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、学校の立場からの教育長のお考えもお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

近年では、全国各地で大雨や地震などによる自然災害が毎年のように発生しておりますが、そのたびに、被災自治体の多くの学校施設は、地域住民の安全・安心を支えるための避難所として重要な役割を果たしています。

災害が発生し、避難所を開設した場合、その運営は自治体職員が中心となって、地域住民等と協力しながら行うこととなりますが、これまでの全国各地の大規模災害の事例を踏まえますと、被災自治体は、発生直後には、被災状況の把握に追われるほか、住民からの救助要請が殺到するなどにより、自治体職員のみで避難所運営に十分な体制を整えることは困難になることが予想されます。そのため、避難所運営が長期化する場合には、地域住民の自主的な活動が極めて重要となります。

日常的に地域住民等と連携が取れていた学校は、地域の自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、児童生徒の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという事例もありますので、可能であれば、施設の内情に詳しい学校の教職員に、発災から一定期間は、避難所運営についても

携わってほしいという思いはあります。

一方、学校での教育活動の早期再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧・復興への第一歩となることから、教職員が授業を再開するための準備業務に専念できる体制への早期移行が必要であるとも考えております。

そのため、避難所運営を円滑に行うためにも、県に登録されております防災に関するスキルとノウハウを備えた自主防災アドバイザーを活用し、地域に特化した避難所運営手引きを作成するなど、地域住民による自主的な避難所運営を行えるよう取り組んでいるところでございます。

また、平生小学校が実施する子どもが地域の先生プロジェクトの一環として行った出前講座の際には、災害時における避難所体験として、グループで協力しながらパーティション Tent や段ボールベッドの組立てなどを行い、地域の自助・共助意識の醸成を図ったこともあり、先日、役場で開催されました発表会では、児童から「避難所では私たちに任せて」との発言もあり、大変心強く感じているところでございます。

災害に町職員が早期に復旧・復興業務に移行し、いち早く住民の生活再建への第一歩を踏み出すためにも、町といたしましては、避難所運営については、地域の連携・協働により、避難された地域住民が主体となって、その運営を行っていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 地域防災と学校の連携についての御質問にお答えをいたします。

大規模災害が発生すれば、避難生活が余儀なくされ、そこでは地域の方が助け合いながら生活をされることになります。

これまでの避難生活の報道から感じます大切なものは、地域の力でございまして、日頃から地域の方がつながりを大切にし、お互いを尊重しながら生活していくことが、いざというときのスムーズな連携につながるものと考えています。

現在、各学校はコミュニティ・スクールとして学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを進めています。

また、平生町地域協育ネットでは、ボランティアの方々をはじめ、多くの方に御協力いただき、様々に子供たちに関わっていただいております、学校を集いの場、学びの場として、そうした取組も進んできて、学校を核としたつながりづくりがまさに進化していると捉えているところでございます。

この地域のつながりを核として、多くの方々が笑顔で協力してこの平生町をつくり、また、いざというときのスムーズな連携にもつながっていくようにと願っているところでございます。

これまでの大規模災害では、「日常的に地域と連携が取れていた学校は、子供たちの安全確保

や教育活動の再開が円滑に進んだ」という御報告もありますことから、町教委では、各学校における自助・共助・公助を踏まえた防災教育の充実に加え、学校と家庭、地域の連携・協働の視点から、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） 現在、国は学校を核としたまちづくりを推奨しています。当町は少子化や人口減少といった課題を抱えていますので、学校が単なる学習の場にとどまることなく、地域コミュニティの中心となり、地域住民や様々な団体と連携が持てるようにしていくことで減災にもつながっていくと考えます。

災害はいつどこで起こるか分かりません。日頃からこれらの備えをしておくことで、災害発生時の混乱を最小限に抑え、自分自身でなく、家族や地域の人たちの安全を守ることができると思います。

当町もこの点を踏まえ、よりよい連携を保てるように取り組んでいただきたく要望して、質問に終わります。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を10時10分、10時10分といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 質問します。国道188号柳井・平生バイパス事業についての質問です。

1つ目は、現在に至るまでの進捗状況をお聞かせください。

2つ目は、住民はバイパス事業に楽しみと期待を持っております。平生町発展のための試案、まちづくり計画はどのように考えているのかの2点をお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず1点目、御質問にありました、一般国道188号柳井・平生バイパスの進捗状況について御説明いたします。

柳井・平生バイパスは、昭和49年1月に都市計画道路として位置づけられたものですが、令和2年4月に延長2.2キロメートルの4車線の道路として事業化され、測量や地質調査及び道

路設計が進められています。令和4年度には設計説明会が開催され、事業に必要となる用地範囲が示されたところです。

また、設計説明会に併せて、令和4年11月に告示した都市計画事業承認に関する事業説明を行っております。

令和5年度からは、設計に御了解いただいた箇所から、用地調査が順次進められており、令和6年度からは本格的な用地買収に着手され、地権者との交渉や用地補償契約が進められているところです。

なお、構造物や付け替え河川などの構造についても、並行して地元住民の皆様の意見や要望を確認しながら、詳細な設計を進めていく予定となっているところでございます。

これらの補償業務や設計業務においては、国土交通省山口河川国道事務所が主に行うものですが、執行には予算や人員が必要となります。このことから、県や近隣の自治体と一緒に、国の関係機関などに対して、事業の着実な推進を要望しているところです。今後も早期完成に向けて尽力してまいりたいと考えております。

今後の状況でございますが、不定期であります。国土交通省山口河川国道事務所から、柳井・平生バイパスだよりが発行されております。その紙面には事業の進捗や流れが記載されております。議員の皆様には資料を配付させていただいているとありますが、平生町のホームページのリンクからも閲覧できますので、事業の進捗状況を御確認いただけたらと思います。

次に、一般国道188号柳井・平生バイパスに伴う平生町発展の試案などについて御説明申し上げます。

当バイパスの事業につきましては、慢性的な渋滞解消や地域間をつなぐ重要なネットワークを形成するものですが、他にも防災や観光など複合的な効果が期待されております。

期待される効果といたしましては、平成31年2月に立ち上げられた柳井・平生地域における道路整備に関する勉強会において、地域の課題や将来像、また、道路整備の在り方などの調査検討が行われ、結果として6項目の効果が掲げられております。

簡単に御説明申し上げますと、1つ目、歩道未整備の解消などによる交通安全の確保、2つ目、救急医療機関である周東病院への搬送短縮などによる救急医療機関への速達性・確実性の確保、3つ目、近隣市町との新たな広域観光周遊ルート形成による観光振興の促進、4つ目、町内や近隣企業が利用する物流ルートの円滑化による産業振興を支援するネットワークの強化、5つ目、通勤時などの慢性的な渋滞解消による交通の円滑化、6つ目、バイパス整備による代替ルートの確保などによる災害に強い信頼性の高い道路ネットワークの確保、以上が整備効果としてまとめられております。

また、当バイパスが整備されれば、民間による開発の可能性も秘めており、当バイパスの整備

はまちづくりに寄与するものと考えております。

住民の皆様の期待に応えられるよう、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

なお、御案内しました6項目の資料につきましても、平生町ホームページのリンクから閲覧できますので御確認いただけたらと思います。

今後とも、事業推進について、議員の皆様にも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。私ども議員はそれなりの情報は入ってきておりますが、住民の方たちには案外耳に入らない、どうなっているのかねというような状態が続いているんだと思います。住民の方々からバイパスはどうなっているのと声をかけられることが最近多くなりましたので、この質問をさせていただきました。早期完成に向け、町民を思いながら頑張っていることが、今の御答弁でよく分かりました。東京に何度も足を運ばれたり大変とは思いますが、より一層の事業促進に努めていただきたいと思っております。住民の関心度は高いので、今後ともよろしく願い申し上げます。

1 問目の質問は、これで終わりにさせていただきます。

2 番目の質問に移ります。安心安全な子育てができる環境づくりへの思いです。

今、働き方改革が取り沙汰されておりますが、それに併せて、子育てへの配慮も一緒に考える必要を思っています。現在、登校時にはボランティアの参加も含め、たくさんの人々が交通安全挨拶運動に御尽力されている光景に、車から見るだけですが、心から温かくうれしくなります。深く感謝しているところです。ありがとうございます。

最近の報道によれば、若い人の働き方に変化が求められています。このことが実現すれば、子育て中の共働き家庭が多くなることが予想されます。

働く職種によれば、勤務状態は早出、遅出、夜勤などローテーションがあります。特に、福祉、医療、大手企業などです。子供だけの問題でなく、また、親は子供より早く出勤し、無事に学校へ行っただろうか、また寝ているのではないかと不安になるとの声も耳にしております。少し早く親が子供を学校へ送り出して働くことができる環境づくりはできないか——これは一例ですが、そんなことも考えましたので、教育方針によって、学校運営に御尽力されていることはよく分かっておりますので、このような質問を私がするのめどうかとは思いますが、私は、一人一人のきめ細かい子育て及び教育の対応がより必要となっていると思います。回答は不可能と考えますが、今後、家庭状況に対応できる工夫も検討してみる時期ではないかと思い、質問です。どのようにお考えでしょうかお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 安心安全な子育てができる環境づくりについての御質問にお答えをいたします。

子供が小学校に進学すると、保育園よりも登校時間が遅くなって、親が先に出勤した後に自宅に子供が一人で過ごさなければならず、子供が玄関の鍵をかけ、集団登校の集合場所に向かうこと。そして、保護者として声をかけて子供を見送ることができない不安。そうした思いには感じるところがございます。

また、これまでこうした不安の中で、祖父母や親戚の協力や近隣家庭の協力を得て、その時期を過ごされてきた家庭が多くあるのではないかと捉えています。そうした捉えをしつつ、共働き家庭の世帯の増加に伴って、朝の子供の居場所は課題の一つとして捉える必要はあると認識をしています。

しかしながら、こうした家庭への支援のために、教員が朝早く出勤し、学校において、親の出勤時間に合わせて預かるということは、教員の長時間労働の観点からは、それを担うことは困難でございます。

また、子供を預かることは、子供を見守る方には、その責任が伴うことから、朝の子供の居場所を確保しようと思っても、誰がどこで担うべきか、子供についての知識と理解があつて、安全面も含めて、責任ある人材の確保は容易であるとは思えない面もございまして、学校現場に負担を増やさずに支援をどのように行っていくかが課題と言えます。

国のこども家庭庁では、現在、教員の業務負担軽減の取組が行われる中であつて、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子供の居場所が課題であることを受けて、朝の子供の居場所確保について実態調査を行う方針が出されています。

今後におきましては、国の調査の状況等に注視しながら、他の自治体の現状や取組等も把握しつつ、一つの課題として研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 先日、教育長さんと話されたとき、要らん質問や、要らんことをたくさん話したんですけど、その中で、教育長さんは、重要な問題と大きな見地からいろんなことを話され、心優しい人だなと私は感動しました。それなので、そのことを住民に申しますと、答えはなくてもええじゃん、これから考えんといけないことだから、質問してほしいとの声をお聞きしましたので、せんない質問だったろうと思いますがお尋ねしたわけです。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（１２番 細田留美子さん） それでは、通告していますＰＴＡ組織の在り方について質問いたします。

御存じのように、少子化による組織員の減少や、ＰＴＡは任意の団体であるから強制されるものではないという保護者の意識の変化、共働きの増加、そして、国内最大の社会教育団体と言われている日本ＰＴＡ全国協議会の不祥事などで、全国的にＰＴＡの存続が危ぶまれています。

平生町でも、ＰＴＡの役員の成り手不足やコロナへの対応で行事が縮小されたままになっているなど、心配な状況にあると思われます。

ＰＴＡは任意の社会団体で、保護者と教員が連携し、情報を共有しながら、子供の成長を支える重要な組織です。教育委員会は、ＰＴＡに対して、求めに応じて、専門的・技術的指導または助言を与えることができるとあります。任意なボランティア団体ではありますが、学校という憲法上の義務に基づいて我が子を通わせていること、学校や幼稚園は町が設置していること、ＰＴＡ活動は、強い公共的な性格を持っていることなどから、行政の積極的な支援は、私は必要と考えております。

以上のことから、教育委員会として、町内のＰＴＡ活動の現状をどのように認識されているのか。そして、それに対して教育委員会の役割をどのように考えているのか、まずお答えください。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） ＰＴＡ組織の在り方についての御質問にお答えをさせていただきます。

子供の保護者と教職員で構成されるＰＴＡは、御指摘のように、社会教育団体として、子供たちの健全な育成に向けて共に考え、学び合う組織であり、つながる組織であり、また子供を支援できる組織でございます。

本町の各学校のＰＴＡ組織は、執行部と幾つかの専門部で構成されておりまして、活動に関わる大人が楽しんだり、ワクワクしたりしながら、子供たちに必要な団体となるように、その努力が引き継がれてきているものと認識をしています。

そうしたＰＴＡでございますが、近年は、少子化や共働き世帯の増加などから、昼間に集まって活動できる保護者が限られ、役員選考などの引継ぎ時期の課題や、多くの方に参加いただくＰＴＡ活動にすることについての課題がございまして、また、保護者の小学校でのＰＴＡ活動への高い意識は、子供が成長し、親離れ・子離れが進む中学生になると、意識の低下が見られることも課題の一つであるとお聞きをしています。

全国的には不要論さえ聞こえてくるＰＴＡでございますが、保護者同士や保護者と学校とが連携が取れる体制をしっかりと担保することは、とても重要な視点でございまして、保護者と教職員が協力して、子供たちの学びや学校生活をよりよいものにすることには大きな意義があること

から、PTAの存在目的は、多くの保護者の方が理解されているものだと思います。

こうしたことから、現在パブリックコメントの段階ではありますが、平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想、この答申案においても、欠かすことのできない組織としてPTAを捉えて重視することに加えて、その組織の在り方については協議が必要であるということに触れられており、関係する者皆で課題に向き合い、知恵を出し合っていくことが必要であるものと考えます。

また、日本PTA全国協議会の不祥事についての御指摘もございましたが、このことは、日本PTA全国協議会、都道府県等PTA協議会・連合会、市区町村PTA連合会、そして、各学校のPTAと、日本PTA全国協議会を頂点とする全国のPTA組織の構造に関わるものでございまして、各学校における単位PTAとしてのこれまで述べた課題とは直接的な関係はなく、PTAをなくしたと報道されているものも、その多くは、PTAの改革や解消等ございまして、子供たちの健全な育成に向けた保護者と教職員の活動は、工夫を凝らし継続されているものと認識をしています。

教育委員会はPTA運営の主体ではなく、第三者的な位置づけにはなりますけれども、子供たちの健全育成のため、PTA組織や活動の在り方について、子供たちの未来を見据えた学校運営協議会や地域協育ネットの在り方とともに、学校・家庭・地域と知恵を集めて考えていかなければならないものと、このように認識をしているところでございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） PTA活動については、しっかりと認識をされて、協力体制を取ろうというお話でした。

平生町は子供の教育行政は本当に素晴らしいと、私は思っております。今回のボランティア活動の表彰もその結果の一つだと思います。子供たちをしっかりと育てるために、ぜひ保護者のほうの人材育成をお願いできたらと思います。

PTA活動につながる人材育成、地域とともにある、今、学校というすごく力を入れていらっしゃるって、ボランティア活動も、コミスクもいろいろな組織があって、子供たちを中心に回っております。

その中でPTA活動も、先ほど言われたように、負担が多いのも事実で、それでどんどん縮小されていったという面もあります。役員の成り手がいない、PTA会長になったら本当充て職がたくさんありますので、その辺りのスリム化も必要ではないかなと考えております。

地域のボランティアやコミスクや、そういった組織の皆さんとうまく連携しながら、活動を任せられるものはほかの団体に任せるという感じで、ちょっとスリム化も検討課題かなと私のほうは感じております。

保護者たちが、みんなそのPTA活動にしっかり理解しているかというのと、その辺りもかなり

疑問なところがあります。楽しいPTA活動をしたいんだけどね——今回ちょっとPTAの皆さんに何人かお話を聞いたんですけどね、楽しいわくわくするような活動をしたいけど、それを提案すると嫌な顔をする人もいます。その辺りも課題です。

そういった中で、教育委員会もしっかりとPTA活動を応援する姿勢を見せて、PTAの役員になったら知識も広がるし、人材も広がるし、教育委員会も認めてくれるといいよという声が出るような、教育委員会の応援を私は期待しているのですけれど、そういった活動を具体的にお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 今、課題をいろいろと御指摘をされました。スリム化、会長の充て職が多い、スリム化が課題だであるとか、嫌な顔をする方がいらっしゃるとかね、そういうお話がございました。

そうしたことでいろいろと御指摘があると思うんですけれども、やはり、これは今、細田議員さんも言われましたけれども、共に考えて学ぶ組織であって——さっき申し上げましたけれども、保護者同士と、そしてまた学校ともしっかりつながれる組織であって、そして、子供のみならずですね、子供をしっかりと支援できる組織なんだって。

ですから、この組織っていうのは、やっぱり保護者同士、そして、保護者と学校とが連携を取れる体制の担保ということでは、非常に重要なものであると、このように考えるところであります。

ということで、先ほども申し上げましたけれども、現在パブリックコメントやっていますが、そこでもPTAのことはあまり多くは触れられていませんけれども、しかし、その重要性であるとか、これから検討していく必要があることであるとか、しっかり触れられていますので、そうしたことも視野に入れながら、教育委員会として支援できるところをしっかりと考えてまいりたいと、このように思っているところでございます。

具体的にと言われましたけれども、なかなか現状では具体的にお答えできるところはございませんけれども、そうしたことで、しっかりとこれは課題として認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 役員に何とかなられる方というのは、今まで平生町にいろいろお世話になったから、その御恩返しにPTA活動にも頑張るわっておっしゃっていました。

ただ、今そのつながりがどんどん小さくなっている、細くなっている。そういった現状の中で、平生町もしっかり応援している子育ての応援、それから教育の応援、しっかり平生町はしており

ます。その辺りをしっかり目に見える形で発信していきながら、PTA活動もしっかりとした活動となるように、PTAのあるべき活動、主体的に参加できる活動などを共に考え、共に学んでいきたいものだと、私は考えておりますので、教育委員会のほうもそういった考えで動いていただけますよう期待いたしまして、1つ目の一般質問は終わります。

2つ目に入ります。

2つ目は、先ほど教育長の報告の中にもあったんですけど、先日開催された平生町の秋の文化行事について質問いたします。

11月3日は文化の日に制定されていて、各地でイベントや芸術祭などが催されていました。この日は地域文化の振興を図る大切な日です。平生町では11月2日と3日に秋の文化行事がありました。先ほど言われたように、第55回平生町総合文化展で作品の展示があり、第37回ふれあいコンサートは、今回は学校ぐるみで取り組まれて、児童生徒が合唱したり、合奏したりして、立ち見席ができるほど盛況だったと聞いております。新しい取組だと思います。

11月の3日には、令和6年度の生涯学習表彰式がございました。これも今までは別立てであったものが一緒になって、これも新しい取組だとは思っております。

音楽協会会員による第35回町民音楽祭がございました。これはちょっと寂しい音楽祭でした。見るほうもそれからやられるほうもね。

そして、会場前広場では各種バザーなどで行事を盛り上げられました。

1,800人の来場があったということでしたが、これらを開催して、評価や課題、そして、来年度に向けての取組をまず質問いたします。

まだ今年度の行政の点検・評価をもらっていませんので――前年度は見ました。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 秋の文化行事を実施しての総括と課題についての御質問にお答えさせていただきます。

11月2日と3日に行われた秋の今年度の文化行事は、町の体育館、武道館、そして会場前駐車場において、総合文化展、ふれあいコンサート、生涯学習表彰式、町民音楽祭、バザーを開催しています。

この行事については、令和5年度に立ち上げた秋の文化行事実行委員会が企画・運営を行っています。

まず、展示コーナーについてでございますが、総合文化展では、主催となる文化協会に加入する全10団体を中心に、菊、生け花、水墨画、絵画、手芸作品等の芸術作品が展示され、加えて児童生徒の絵画、書道、俳句などの学校での学習成果、さらには、高いレベルで評価された展覧

会等の入賞作品や公募による作品が展示されています。

また、これらの展示に加え、昨年度から設けられた体験コーナーには、水墨画、アーティシヤルフラワー、羊毛フェルトの体験には、親子で楽しむ姿が見られるなど、町内で文化芸術活動に取り組む人々の活動を地域へ発信する場として、その役割が十分に果たされたのではないかと捉えています。

次にふれあいコンサートです。各小中学校では工夫を重ねて教育課程を見直し、音楽や特別活動として組み込んだことにより、佐賀小学校の3年生から6年生、平生小学校の4年生、そして、平生中学校の全校生徒が合唱や演奏を披露し、また、熊毛南高校吹奏楽部の演奏も加わって、体育館がいっぱいになるほどの多くの保護者や地域の方が来場され、盛況を博しました。多くの児童生徒の参加は、多くの来場者につながり、また、多くの来場者の前での発表は、子供たちの達成感にもつながったと、このように捉えているところでございます。

続いて、生涯学習表彰式でございますが、令和4年度から青少年育成推進大会で行う表彰や、少年の主張作文コンクールの優秀作文の発表を合同で開催するなど工夫をしてくれています。しかしながら、ここへの参加は、表彰者と保護者などの関係者が大部分で、関係者以外の方はあまり参加いただけておらず、このことを課題と捉えています。多くの方に参加いただけるような検討を続けていくことが必要であると考えられます。

次に、町民音楽祭の現状とこれからの取組でございます。町民音楽祭への出演団体は減少傾向にございまして、今年度のプログラムは10演目でした。また、近年、鑑賞者の数についても減少してきています。

この課題については、町の芸術活動を盛り上げていくきっかけにしたいと、一昨年までは出演条件を主催となる音楽協会の会員であることとしていたところを、会員以外のサークルにも呼びかけることにするなど工夫がされてきました。

今後も、音楽協会と連携を図りながら、各地域交流センターを拠点に活動されているサークルへの呼びかけや、子供への参加の呼びかけについて、事務局として、出演される団体や鑑賞される方が増えていくように支援をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後に、会場前の各種バザーの現状と課題ということでございますが、本文化行事の2日間のうち11月2日が雨であったために、11月3日のみの開催となりました。出店団体については、現在、実行委員会の構成団体とこのようにしていることから、このたびは8団体の出店で、例年ほぼ同じとなっています。

今後、多くの方に来場いただけるようにすることを課題と捉え、実行委員会と協議を重ね、また、構成団体への打診など新規の出店に向けた働きかけもできるように、このようにしてまいりたいと考えているところでございます。

町教委といたしましては、今後も関係団体等との連携を図りながら、多くの方に参加いただけるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 昨年度の令和5年度教育行政の点検・評価によりますと、運営について新たな人材発掘や人材確保を課題とされていましたが、実行委員会形式でやっているという、実行委員会形式がまだ2回目ですから、慣れていないと思うんですけど、どこ行っても同じような人が頭におって、トップにいて、代わり映えしないねという話も聞いております。

また、より多くの人が参加できる仕組み——今おっしゃっていましたが、各公民館、その他生涯学習のほうも、今回その実行委員の中に入っておりますので、そういったものの参加を呼びかけるというのもありだとは思いますが。

大野のことを申し上げてあれなんですけれど、大野のこの前みんなのまつりがあったときに、舞台には本当にいろんなジャンルが出てきました。フラあり、リズム体操あり、太極拳あり、それから、音楽的なもの、演奏があり、神舞、獅子舞があり、バラエティーに富んでおりました。それに比べるとちょっとこっちは寂しいなと思いました。

あと児童生徒、子供たちの参加が、2日は音楽祭のほうでみんな出て、ふれあいコンサートのほうでみんな出てきて盛況だったということですが、3日は子供たちの姿があまり見えませんでした。

大野のみんなのまつりにおいては、ぜひ子供たちの力を見せてもらおうということで、子供たちが自主的に——20人ぐらいがメールでやり取りしながら、実際に出てきたのは7人の中学生、中3の子ですけど、あとは試験中でしたので、中3の子が7名出てきて、自分たちで焼きそばを売ったり、スーパーボールすくいをしました。企画運営全て子供たちです。田中教育主事にも、もちろん協力は得ましたが、子供たちが自分たちでやった。自分たちがやりたいものというものを聞いたら、20個ぐらい挙げましたがね、そのうちの2つほど子供たちがやりました。

そういったことをすると、地域への理解も深まりますし、地域の人たちも、子供たちに対しての応援が一層力を入れてくれると思います。

町民憲章の中には、文化を創造し、若い力を育て、伸びゆくまちをつくり出すというのがございます。文化の創造を子供たちがしている。それをしっかり皆さんに、住民の皆さんにも知ってほしいと思います。

それで、先日は郷土かるたを、以前子供たちが、今二十歳になる子たちかな、6年生のときに郷土かるたを作りました。町内のいろんな名所、旧跡などを、行事などを読み込んだ郷土かるたね。その大きなジャンボかるたが3組ございます。それもしっかりと活用しないと、つないでいかないと、せっかくその当時の子供たちが作ったので、それを活用していただきたい。

大野では、これはまた別の機会にジャンボかるたをやりました。子供たちに読んでもらって、子供たちがもう本当すごい勢いで、そのジャンボかるたに飛びついておりましたけどね、ちょっと危ないかなとは思ったんですが、けがをしないようなルールをこさえながらやりました。

そういった自分たちで作ったものを後世につないでいって文化にしていく。今回、子供たちが地域の先生プロジェクト、すばらしい成果を挙げております。食だったり、場所だったり、さっき説明がございましたけれど、名所、旧跡だったり、そういったものを子供たちの目線で捉えて、それを地図に落とし込んだり、文書化したりしているんですけど、ぜひみんなにも見てほしいすばらしいものができています。今までも地図に落とし込むというのは結構しております。それをずっとつなげていって、単発じゃなくて、つなげていくにはどうしたらいいか。そのものをこういった文化展などに活用できないかと考えています。

実行委員会方式ではありますが、教育委員会からのいろんなそういった提案というのは受け取りますと、実行委員会も言っておりましたのでね。ぜひ協働のまち、行政と住民の協働のまちづくりを平生町は掲げております。そういった意味でも、しっかりとお互いがタッグを組んで、どんな町をつくりたいか、どんな平生町にしたいか。そういったときにどんな文化行事を、こういった文化の香りを、平生町に取り込むか、発信するか、その辺りのこともこの文化行事の中へ取り込んでいただけないかなと思っておりますけど、そういった若い人——子供たちもそうですけれど、20代、30代、40代の若い人たちをどう取り込むか、そういった視点はどう考えていらっしゃるでしょうか、質問いたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 2点質問をいただいたのかなというふうに捉えているんですが、一つは、郷土かるたであるとか、今年度の平生小学校の地域の先生プロジェクトの取組であるとか、その成果であるとかね。それを次へ次へとつないでいくこと、これが一つ御質問いただいたのかなと。

それと、もう一つは、こうしたこの文化展などの行事に子供の力をどう引き込んでいくのか、主体となって中学生なんかが活躍できるようにどんな道をつくっていくのか、そうした2点の質問があったんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

まず、郷土かるたについては、実はこの間というか、いつだったかな、原画展とかですね、することで次へつないでいこうと。また何年前にはですね、図書館まつりでそのジャンボかるたですかね、そういったのを使った活動であるとか、とにかくそのときだけで終わらずに、その子供たちの活動の成果が次へつながるようにということは、これまでも意識をして取り組んでいるところではございますが、この文化展へ活用できないかとかいろんなヒントをいただきましたので、そうしたヒントも参考にさせていただいて、一過性にとどまらずにつなげていくような取組

になるように工夫していかなければならないなと思ったところでございます。

そして、2つ目の行事等に子供の力をどう引き込むのかということですね。そのことについては、町教委では、昨年度2期から小学校の5、6年生も加わって、中高生ボランティア活動、これが広がりを見せています。先ほど例としてお話しいただいた大野のまつりの子供たちの力についても、その中高生ボランティアの中学生の子供たちの主体となった活動であると、このように認識しているところでございますが、この中高生ボランティア活動というのは、地域の方々からも非常に高い評価をいただいていると認識しています。

そしてですね、平生中学校では、ひらお手伝い隊であるとか、この中高生ボランティア活動など、中学生がボランティアとして地域に出っていくこと、このことを進めておりまして、また参加するボランティアから、今後は中学生が地域とともに考えるボランティアと、このように進化できるようにというような意識で、中学校でも取組を進めるというような意欲を見せているといいですかね、意欲が見られるところでございます。

町教委では、この秋の文化行事についても、今後、十分な協議が必要ではございますが、中高生ボランティア活動などを通して、企画運営など、中学生が地域とともに考えるボランティアと、そして、そういう形で活動する。そして、そのことが多くの方の参加につながっていくということも可能性があって、期待できるものではないかというように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） ぜひ、次の文化展がその方向で進むように期待し、見守っていききたいと思います。

文化の香りの高い誇れるまちづくりには、町を挙げての取組が必要だと思います。教育委員会が入り口というか、事務局というか、そこが一応窓口ではございますが、町行政全体でも取り組めることがあるのではないかと、私は考えております。

特に町長、町行政の最高責任者である町長には、平生町のまちづくりについての夢を熱く語ってほしいという、住民からの願いが私のほうに届いております。町長の姿勢を見て職員はついていきます。各種行事に参加してくれる職員に対しては、住民はとてありがたく思っています。いつも同じような職員なのが残念なんです、その裾野を広げたい、そういった思いもあります。町長の姿勢がそういったものに表れてくるのではと、私は思っております。

文化行事は、教育委員会が取りまとめるにしろ、各課でも取り組んでほしい。

この前研修に行ったところでは、1つの課が一応やるんだけど、全体に広げて、全体の意見を聞きながらやってるんだよという、羨ましいお話がございました。そういったふうに、その課が一応は責任ある立場ではあるのですけれど、それに対して、みんなが協力していく、行政が丸となってチーム平生町役場というような感じで見せてくれたら、住民もしっかりと協力して、

元気ある平生町になると、私は考えておりますので、しっかりそのことを期待して、そして、文化展がそういったものの一つの方向性を示すものになることを期待して、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を11時10分、11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） それでは、通告に従って質問させていただきます。

1つ目、学校給食の食材について質問いたします。学校給食の食材の供給について、現在、平生町内の平生小学校、平生中学校の学校給食が、来年2025年2学期より田布施町の学校給食センターを共同利用する予定です。田布施町学校給食センターに事務を委託するときの食材の供給について、現在はどうのように話がされているか教えてください。

2つ目、今後、オーガニック給食マップへ登録することは考えられていますか。子供たちへ安全安心の給食を届けているということを自治体が主導して行っている場合、しっかりと一つの情報として発信することは意味があると思います。環境保全型農業を営まれている地元の生産者の方のやる気、子供たちに安全安心な食材を届けているという誇りにもつながります。また、平生町への移住を考えている方の目にも止まりやすくなります。これから農業を始めたいと考えている方の目標にもなります。昨年6月議会でも質問いたしましたオーガニック給食マップへの登録について、現在のお考えをお伺いします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず、学校給食の食材の供給についての御質問にお答えをさせていただきます。

来年、令和7年度2学期から、平生小学校と平生中学校の給食は田布施町学校給食センターで調理されることとなります。このことに向けて、現在、田布施町では、給食センターの改修に向けた設計・施工業者の選定に入っている段階であるということでございまして、本町においても、現在の調理室を受入施設に改修する準備をしている状況でございます。

また、議員御指摘の食材の供給についても、担当者に両町の栄養教諭を交えて協議が重ねられているところでございます。

学校給食は、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康維持を図り、健全な食生活を営むことで判断力を培い、望ましい食習慣を養う、こうしたことを目的としておるところでございますが、食材のうち、山口県内の学校給食の主要な食材については、平生町、田布施町も含めて、公益財団法人の山口県学校給食会から共同購入がされており、栄養バランスの取れた食材を必要なときに必要な数だけ安価で安定して確保ができているという状況でございます。また、この学校給食会以外の食材、主に野菜や肉についてでございますが、両町とも可能な限り地元業者から仕入れるよう努めているところでございまして、現在、田布施町は見積りの比較により業者選定を行っておりますことから、令和7年度2学期からは、この方法に準じることにはなりますが、地場産食材確保の観点から、平生町の業者も選定の対象になる見込みでございます。

また、町内のこれまでの納入実績のある業者には、令和7年度1学期をもって平生小学校と平生中学校からの食材の発注はなくなり、以降の給食は平生町学校給食センターで調理されることになること、このことに加えて、食材について、平生町内業者も業者選定の対象になること、このことについて訪問や文書によりお伝えをしてきているところでございます。

また、ひらお特産品センターには、昨年、代表者宅への訪問並びに理事会への参加、こうしたことによりまして、これからの状況説明に加えて、希望により見積入札に参加してほしい旨をお伝えし、併せて学校給食の食材を納入するには、1食約1,700食分の必要量を1か月は供給できることが条件になることもお伝えをして、特産品センターとしてどう取り組まれるかについて検討してほしい旨のお願いをしているところでございます。

次に、オーガニック給食マップへの登録についての御質問にお答えさせていただきます。令和5年6月定例会での学校給食に係る御質問では、オーガニック給食マップへの登録については、給食施設の在り方と併せて検討すると、このように回答をさせていただいたところでございます。その後、このマップに登録されていた数か所の自治体に問合せを行い、状況を聞いてみました。そうしたところ、米は100%有機米を使用している、あるいは野菜は100%町内産のもので賄っている。そして害虫被害を防ぐための設備や人件費などのコストがかかり、割高になる部分は自治体として補助しているなど、どの自治体も有機農業・オーガニック栽培を農業振興の基本として推進している実態がございました。

このマップへの登録は申請制で、申請に当たっての厳格な基準は見られないようでございますが、本町は登録されている全国の先進自治体に比肩する体制にはなっていないんじゃないかなと、このように思われ、その自負がないと登録には踏み切れないという感想も持ったところでございます。

また、登録には緑色で示されるオーガニック給食を実現というものと、黄色で示されるオーガニック給食の実現に向け活動中、この2種類がございまして、登録の申請に当たっては、給食に

関わる幅広い関係者であります農業者であるとか、保護者であるとか、また栄養教諭などの学校、そして調理に関わる方、そして自治体、これらが力を合わせて、まずはオーガニック栽培農産物と学校給食への使用、この理解を深めることから、その食材の販路になるように合意形成、協力体制を構築して、例えば月1回のオーガニック給食の日の設定などから始める等、少しずつ機運が盛り上がっていくことが大切なのではないかなと、このように考えています。

こうしたオーガニック給食の実現に向けた活動をアピール、このことがあって、黄色の表示の申請をしていくことがまずは必要であるようにも思われたところです。その上で、緑色のオーガニック給食を実現、この登録にあっては、オーガニック栽培農産物による年間を通した必要量の供給ができるだろうか、そして、慣行野菜に比べて価格設定が高くなる野菜の使用は、保護者負担となる給食費に影響を及ぼすことがないか、こうした2点は特に重要な課題になってくると考えられます。オーガニック給食の実現という目標ができれば、議員御提案のとおり、地元の生産者のやる気にもつながり、また、平生町への移住を考える人へのアピールポイントにもなると、このように思われますので、町教委といたしましては、まずは合意形成からできることを少しずつ始め、黄色から緑の登録を目指すような進め方も考えられるのではないかと、このように捉えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 今、教育長から合意形成の面からというのをおっしゃっていたいて、前向きに検討いただけているのかなという感じは持ちました。私も考えていることをもうちょっとお伝えしたいと思います。再質問いたします。

オーガニック給食マップは、学校給食をオーガニックに変える活動をする皆さんに、日本、世界の情報をまとめて共有するためのプラットフォームです。ここで使われているオーガニックとは、有機JAS100%ということではありません。このオーガニックという表現には、環境保全型農業、特別栽培農産物、有機農産物が含まれています。

現在、平生町では、御存じと思いますが、ひらお特産品センターに三ツ星野菜ブランドとして有機質をたっぷり含んだ土づくりと化学肥料や農薬を使わずに栽培した自慢の野菜たちが消費者にも分かりやすく、星印を表示して納品されています。土づくりを基本とされていることから、農薬不使用栽培であっても、化学肥料を使用した時点で星印は1つになります。このことから、十分に登録の要件を満たしていると私は判断しています。

登録は、先ほど教育長もおっしゃいましたが、2種類あって、オーガニック給食の実現に向けて活動中、またはオーガニック給食を実現です。平生町は、この実現しているに印をつけることができますと考えています。

先月11月8日に茨城県常陸大宮市で第2回の全国オーガニック給食フォーラムが開催されま

した。その資料からですが、オーガニック給食に取り組むことで、よい点を紹介したいと思います。4点あります。

地球温暖化対策ができる。1つ目、今すぐ誰にでもできる気候変動対策として食が上げられています。温室効果ガスの原因となる二酸化炭素の排出削減のために、土壌に炭素を閉じ込める炭素貯留が有効な手段の一つとなっています。毎日食べる給食は地球温暖化対策となり、オーガニック給食は持続可能な世界への一歩になる。

2つ目、生き物が元気になる。メダカやタガメ、ゲンゴロウは絶滅危惧種となり、赤トンボも激減し、生き物の多様性が近年急速に失われつつあります。しかし、生き物に配慮した有機農業は、自然の生態系を豊かにします。それだけでなく、生物多様性を活用することで、有機農業は生産性の向上が見られます。

3つ目、子供たちが元気になる。土壌微生物が豊かな土で作られた有機の米、野菜は、有用菌にあふれています。元気な土で育った有機農産物は、子供たちの腸内を整え、健康を保ちます。

4つ目、より安全な給食を子供たちに提供できる。近年、子供たちの健康に様々な変化が現れています。その要因の一つが農薬だと科学者が警鐘を鳴らしています。除草剤や殺虫剤など、農薬や化学肥料を使わないで育てている安心な食材であることが子供たちの未来につながります。ここまで資料からの抜粋です。

行政としても、農林水産省が国内の持続可能な食料システム戦略の構築に向けて、2021年5月に、みどりの食料システム戦略を策定しました。特にオーガニックビレッジについては、学校給食での利用促進のための試行的な取組に要する経費などの支援を対象としています。

山口県では、長門市がオーガニックビレッジに取り組む自治体として掲載してあります。今年度からは、12月8日の有機農業の日に合わせて、11月18日から12月13日まで情報発信特化期間を設け、学校給食に有機農産物を取り入れる自治体の給食の様子などを紹介されています。

文部科学省では、令和7年度の概算要求で、学校給食における有機農産物などの総合的な使用促進、有機農産物などの使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とした先進事例創出のための調査研究事業を計上しています。この文部科学省の出している予算で、例えばコーディネーターの人を町に呼んだりすることもできるのではないのでしょうか。

平生町と同じ規模の町、岡山県の和気町は人口が1万3,000人です。町内の一部の小学校で有機栽培のお米、大根、ニンニク、ネギなどを使用した学校給食を提供しています。ここは小学校が3校、中学校が2校あります。和気町は関東、関西からの移住者が多く、20人に1人が移住者です。

現在、全国でオーガニック給食が実施されている、または実施予定の市町村は193市町です。山口県では、実現に向けて活動中として山口市が登録されています。東京都の世田谷区では、2023年10月から学校給食への有機米の提供が始まりました。2023年度は10月から3月まで月に1回、合計6回、区内の全小学校90校で5万人分の給食が実施されました。2024年度も年6回の有機米の提供が予定されています。田んぼも畑も足りないので、全国で頑張っている産地から区がお米を購入し、学校給食で提供されています。まずは地元で自給していく、無理なら近隣の産地と連携していくという新しい流れもできています。

子供たちが、今、何を食べるかが大切だと考えます。子供の頃に食べたものは、その人の将来の生活に影響すると言われています。子供の頃に体に入れたものは、記憶として残るそうです。各家庭での食事でも大事ですが、学校給食も大切だと考えます。平生町で毎日の学校給食を食べて育つ子供たちが、ふるさとの味を記憶し、元気で過ごすことは、将来、平生町で育ってよかったと思うことにつながります。健康であることは当たり前でなく、私たちの体の多くは食べ物によって保たれています。学校で学んで、将来の夢を語り、実現する力を身につけていくことが平生町でできたという目標を目指して、子供たちの体をつくる学校給食の質を守っていくためにも、このオーガニック給食マップへの登録は有効だと考えます。

先ほど教育長もおっしゃっていただいたみたいに、この取組は給食に関わる幅広い関係者、自治体、保護者、農業者の方、栄養教諭の方、栄養士、調理員の皆さんと一緒に取り組んでいくことが必要なので、私も周りの方にいろいろ話をしていきたいと思います。そして、今、準備をして活動中というのに登録することが、地域を盛り上げていくひとつのきっかけになるのではないかと考えます。今後、平生町から同じ学校給食センターを使わせていただく田布施町と一緒に、オーガニック給食マップに登録しませんかと提案していくことはお考えでしょうか。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まずは、少し訂正をさせてください。先ほどですね学校給食の食材についてどのような話をされているかというところの答弁で、令和7年2学期以降の給食は、田布施町学校給食センターで調理されることになると言わなければいけないところを、平生町学校給食センターと申したようでございます。修正をさせていただきます。

それではですね、今、原議員さんの言われたことでございますけれども、このマップに登録することの意味ですね——マップは共有のプラットフォームであると。さらには有機100%である必要はない。三ツ星野菜のブランドは、町内でも自慢の野菜として販売がされている。そのような要件は満たしているからというお話でございました。全国フォーラムの資料に書かれたよい点、4つも御紹介をいただきました。本当にありがとうございました。

ということでございますが、やはりですね考えておりますのは、先ほど原議員さんも言われま

したけれども、給食に関わる関係者が、まずはオーガニック栽培農産物についての理解ですね。そして学校給食への使用の理解といいますか、意味といいますか、そういったところを深めるところが出発点じゃないのかなと。それを深めた上で、食材の販路になるような合意形成、そしてアピールできるような、例えば月1回のオーガニック給食の日をやっていますよというようなアピールとかですね、そういうことを基にしてといいますかね、そこから黄色から緑の登録を目指していくのかなという気がするところでございます。

そして、文科省の事業のお話もございましたけれども、これは安定的に有機農産物を給食に取り入れる仕組みづくり、これが中心になるような事業じゃないのかなというふうなことを、そういうふうに認識をしているところでございますが、先ほどから繰り返して申し上げているように、まずは関係者の合意と協力体制の構築、そういったところからオーガニック給食の実現に向けた機運の盛り上がり、その盛り上がりがあつて協力体制も得られるというところで研究が進められるものじゃないのかなというふうに思っているところであつて、現状では本事業を行うということとは考えていないところでございます。ですから、何度も申し上げますけれども、まずはそうした理解、合意形成、協力体制、そういったところを大事にしたいというふうなことを議員さんの質問から思っているところでございます。

最後に、田布施町への提案というお話がございましたけれども、こちらのほうも先ほどから申し上げております、そうした理解であるとか、合意形成であるとか、そういったところからですね、こうした取組をしているという、そうした盛り上がりがあるということが基盤になるような体制ができればですね、積極的に提案ができる格好ができていくのかもしれないなというふうな、そんな思いをしたところでございます。このような答弁になって申し訳ございませんけれども、そのような思いをしております。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 私は、合意形成をするのはとても大切だというのは同じ意見です。やはり一つのきっかけが、このオーガニック給食マップということだと感じているので、登録に向けて、実現に向けて、活動中ということから合意形成を少しずつ進めていってもらえないのかなというふうに感じています。なので、今から給食センターで一緒になる田布施町の方とも話をさせていただく中で、食材を検討されると思います。それから、栄養教諭の方、栄養士の方、調理員の方と話するときも、やっぱこういう話も出ていたと言って話題に乗せてもらって、少しでも子供たちに安心安全なものを届けるということを表明する機会でもあるんじゃないかなというふうに私は考えています。もちろん今の給食がそうでないとは言いません。十分に子供たちはおいしい食事を作っていただいています——いろんな方の協力で。でも、こういうマップがあるので、対外的に表明して活用することが平生町の町を知っていただく一つのきっかけにもなる、

そういうふうに感じていますので、今後お願いしたいと思います。

では2問目の質問に移ります。上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について。

1、9月議会以降、1市3町の首長会議は開催されたでしょうか。そこで現状が報告され、報告された内容について議論はされているのか、お伺いします。

今年4月23日から始まった現地での立地可能性調査のボーリング調査が11月14日に終わったと報道で知りました。上関町や事業者から現状の報告などは平生町に対してあったのでしょうか。また、1市3町の首長会議でもあったのでしょうか。その内容について、首長会議ではどんな議論がなされているのでしょうか。

2つ目、柳井市平郡島の方が柳井市民対象に行ったアンケートの結果と山口県知事への要望書提出をどう見えていますか。柳井市内の自治会へ中間貯蔵施設の意向確認アンケートを行われました。その結果は、総回答数3,991、中間貯蔵施設建設に反対は2,882、賛成は173、よく分からない、白票は936、無記入が1,348です。4,000世帯の7割の市民が中間貯蔵施設計画について反対と回答しています。また、山口県知事へ、生活している市民の声を受け止めてほしいと、中間貯蔵施設建設に関する許可を出さないことの要望書を担当者へ県庁で手渡されています。町長はこの動きをどう受け止めていますか。

3つ目、1市3町の首長で、町民の生命と暮らしを守るために周辺自治体の同意が必要であると県や国へ要望していく考えがありますか。山口県知事は、県は周辺市町の判断、理解も踏まえて広域で考えると、上関町の意向だけでは進めないことを何度も明言されています。これについて町長は認識はありますか。

周辺市町では、多くの反対の声が上がっています。その声を1市3町の首長で県へ届けることができると思うが、町長のお考えはどうでしょうか。国や県へ周辺自治体の同意が必要であると要望していく考えはありますか。質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 上関町における中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく、私たち周辺の自治体にとりましても大きく関係するものでありますので、町民の皆様も高い関心を寄せられていることだろうと思っております。このことにつきましては、以前から御答弁させていただいておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と連携をし、1市3町による首長会議で対応方針等について協議を行っているところでございます。

議員からの御質問で、上関町や事業者から現状の報告があったのかとのことですが、11月14日に柳井市から連絡がございまして、内容につきましては、同日に上関町長から柳井市長に対し、ボーリング調査が終了したとの報告があったとのことでした。

また、中国電力さんも、同日にボーリング調査が終わりましたという旨の報告がございました。

マスコミ等におきましても、中国電力は現地ボーリング調査の掘削作業を11月14日に終えた
と報道されております。今後、慎重に分析が行われ、調査の結果を報告されるのであろうと思
います。

いずれにいたしましても、まずは上関町に対して調査結果などの説明がなされるだろうと思
いますので、その後に周辺の1市3町に対しても、しかるべき説明が行われるのではなかろうかと
考えているところです。

また、首長会議で議論されているのかとの御質問ですが、首長会議につきましては、本年5月
8日に開催したところでありまして、それ以降は開催をしていない状況でございます。

次に、柳井市で行われたアンケートにつきましては、私も報道等を通じて概略については承知
をいたしております。この結果をどう受け止めているかとのことですが、アンケートにつきまし
ては、自由意志に基づきお答えになられたものであると思いますので、応じられた皆様の意思の
表明であるかとも思っております。住民の皆様の中には、中間貯蔵施設建設に対する安全性への
様々な不安や懸念があることは承知をしておりますので、そういった部分も結果に表れたのでは
なかろうかと考えております。

次に、知事の会見等での発言内容につきましては承知をいたしております。中間貯蔵施設建設
計画に関しましては、様々な観点からの情報の収集が重要であろうかと思います。しかしながら、
現時点では中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する調査や分析がなされて
いる途中段階であると思っております。こうしたことから、今後の立地可能調査の結果なども注
視をしていき、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と情報共有と連携を図り
ながら、国や県に対する要望等につきましても協議や検討を行ってまいりたいというふうに考え
ているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 先ほど山口県知事の発言で、県は周辺市町の判断・理解も踏ま
えて広域で考えるということを町長は御存じだ、認識されているというふうに伺いました。

今年4月、中間貯蔵施設計画の賛否を問うシール投票が田布施町や周防大島町内で行われまし
た。その結果も反対が約8割ありました。上関町の中間貯蔵施設の建設に反対する田布施町民の
会は、4月下旬からの1か月で町内外3,013人分の署名を集め、田布施町議会へ提出されて
います。また、田布施町連合婦人会も陳情書を提出し、6月に359人分の署名を提出していま
す。周防大島町でも中間貯蔵施設建設反対の署名が今年6月に3回目の1,200人分を追加し
て合計で3,223人分、町長へ届けられています。

今回の柳井市内の自治会アンケート結果も、7割が計画に反対との結果です。いずれも皆さん

同じく上関町に使用済み核燃料の中間貯蔵施設は造ってほしくないということを表していらっしゃいます。1軒ずつ足を運んで署名をもらう、お一人お一人に声をかけてアンケートに協力していただく、そうやって集まったこの不安と反対の声を上関町の自治だからと無視していいものかどうかとは私は思えません。それは町長も同じだと思います。とても重たく大切な声です。

12月下旬に開かれる予定の首長会議、これは報道で知りましたが、県知事の周辺市町の判断・理解も踏まえて広域で考えるという発言を、再度、首長会議で確認していただき、私たち上関町の周辺に暮らす住民の安全と安心のためにも、山口県知事として使用済み核燃料の中間貯蔵施設のこの計画について反対の表明をするよう、県へ要望していくお考えはありますか。お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、言われたこの12月の末に1市3町の首長会議を行う予定になっておりますので、そのときにそれも含めて、みんなで検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 浅本町長が昨年の9月議会で述べられた、本当は造ってほしくない、移住定住に影響があるなどの思いを、首長会議で再度伝えてください。国のエネルギー政策だから、上関町のことだからといっても、自然環境への影響、私たちの暮らしへの影響、事故が起こった場合には私たちの命に関わることです。住民の命と暮らしを守るためにしっかりお願いしたいと思います。そして、山口県知事への要望をどういうことを伝えていくか、しっかり議論していただきたい、そういうことを期待して私の一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これより休憩に入ります。再開を13時、午後1時といたします。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして質問いたします。

平生町の特徴の一つでもある健康長寿、日頃よりこの面に対しましても前向きに発展的な町政に取り組んでいただき、感謝申し上げます。中でも、先ほどもありましたが、子宮頸がんワクチン接種の定期接種とともに、今年度限りでもあるキャッチアップ接種に積極的な発信と広報などで見受けることができます。これについてもあと3か月少々で時間も押し迫ってまいりました。

引き続き、平生町に住む方々に広く健康に対する安心を得やすい環境を整えるよう望むところでもございます。

そのような中で、このたびの質問ですが、带状疱疹ワクチン予防接種についてです。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患したものが加齢や過労、ストレスによって免疫が低下し、体内に潜伏する水痘带状疱疹ウイルスが再び活性化することで発症するものと認識しております。

また、発症部の神経の損傷によっては、带状疱疹神経痛と呼ばれる合併症に加えて、目や耳に障害を残したり、症状が治まっても再発したりする場合もあり、長期にわたって日常生活などに支障を来しておられる方もおられると認識しております。

近年、この带状疱疹の発症予防についてワクチン接種が有効とされ、約半年前の今年の6月20日、国が公費で補助する定期接種にこれらを含める方針を決めました。

ワクチンを製造するメーカーからは、来年4月開始でのワクチン供給の準備は可能とのことで、早ければこの4月から定期接種としての開始の可能性が高いとの報道も見られておりましたが、先週末には、既に最終調整に入り、4月開始が確実視されているようでもございました。この場合、こちらあと3か月少々と近いスケジューリングで、年度初めでもございます。町には、それに必要な準備や手続、より複数箇所の町内で接種ができる実施医療機関を増やすための調整も進めて円滑な開始と、できる限りの事務負担と費用負担の軽減に努めていただきたいと考えております。

ただし、これらもまた新型コロナウイルスに係る予防接種など、近年の予防接種にも見られたように、接種の最終的な判断は、御本人に委ねられるところでもあります。一定のリスクも存在するとの認識もございます。

そこでお尋ねいたします。

この接種にあたって、町長の带状疱疹に対する御見解と当該ワクチン接種に対する信頼性の御見解をお尋ねします。そして、これまでこの定期接種に係る研究や検討、接種年齢と予算の関係性も含めた今後の見通しについてもお尋ねいたします。

次に、50歳からの带状疱疹ワクチン接種についてお尋ねいたします。

現在、約700の自治体が接種費用が自己負担の任意接種に対して独自に助成をしていると聞いております。今年度から山口県内でも宇部市を皮切りに、山口市、美祢市、周南市、阿武町、和木町、上関町などで助成が始まっております。独自助成ですので、年齢、期間、ワクチンの種類も含めて、それぞれの金額などにも違うところがあります。助成を行っていない自治体もございますが、助成を行っていないことについても情報発信をしております。助成の有無に関わらず、この機に带状疱疹ワクチン接種の重要性の発信は早急にすべきと考えますので、早期の町内発信を願いたいと思っているところでございます。

これまで接した関係データは幾つがございましたが、おおむね带状疱疹は、50歳から大幅に発症率は増加し、70歳でそのピークを示し、80歳を超えても大幅な減少はしていませんでした。80歳までに日本人の約3人に1人が带状疱疹を発症するとも言われております。この状況下、国の定期接種は65歳を軸に調整されているとの報道もありました。発症のピークを抑えるという意味においては、一定の評価はできるものの、社会の経済活動を鑑みると、私はより効果的なこの接種の推進開始の年齢は50歳と考えます。福祉の面から鑑みると当然でもあります。将来の働き盛りである年齢の方々に平生町に住むことを選んでいただける要因の一つにもなりますし、既に平生町に住み、ライフプランを進めている方々に安心感を届けるためにも定期接種のみならず、50歳からの独自助成も併せて研究、検討、県への要望などもしていただきたい、すべきと考えております。

2024年1月1日時点での住民基本台帳に基づく平生町の5歳階級での人口ピラミッドを見ますと、50歳から54歳の人口は男女とも第二次ベビーブームの世代であり、ピークの一つを形成しております。若年人口からすると多くもありますが、健康のバランスを取り、働き、社会の中心世代として活力を直接的に与えていただいている世代でもあります。50歳から64歳までの人口は平生町、約2,100人ですが、2種類のワクチンの効果年数と費用対効果などを計算し、独自に補助するなどで、65歳の定期接種までの期間の予防を進める施策を打つべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

これら50歳からの带状疱疹ワクチン接種に対する独自助成などについて町長の所見をお尋ねいたします。2点お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

带状疱疹は、水膨れを伴う発疹が出る感染症で、過去に水疱瘡に罹患した人が加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し、発症するものであります。

患者数が増加傾向にあることから、国に寄せられた要望を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種化への議論が進められてまいりました。令和6年6月に厚生労働省は、専門委員会の意見を踏まえ、带状疱疹を予防するワクチンについて科学的に定期接種化が妥当であると判断し、接種費用の助成措置が設けられる予防接種法上の定期接種に位置づける方針を固めたとの報道があったところでございます。

町では、これまで带状疱疹の疾患啓発を目的とするテレビコマーシャルが放映される中、健康被害への関心が高まっているという認識であり、近隣の自治体の動向、国の状況、情報収集に努

めてまいりました。

原因となる帯状疱疹ウイルスについて、成人の9割以上が抗体を持っていることから、既にほとんどの人が感染していると考えられ、誰もが帯状疱疹を発症するリスクがあると言われております。

免疫の低下とともに発症リスクが上がりますので、日常的な健康管理が最も重要となります。免疫力を下げないように食事のバランスや十分な睡眠、適度な運動を行うことなどが必要であります。

発症のリスクに対しては、ワクチン接種が効果的であり、今現在、ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、毎年接種を要するワクチンではなく、効果の期間も不活化ワクチンで10年近くあるとされており、合併症による重症化も防ぐ効果が確認されております。定期接種化において使用されるワクチンについては、現在、国において検討中でございます。

町といたしましては、高齢社会を迎えた現在、70歳代がピークとされる帯状疱疹患者は、ますます増加することが予想され、帯状疱疹罹患による深刻な健康被害を未然に防止する取組が重要であり、予防に積極的な取組が必要であると考えております。

定期接種化され、接種費用の一部が公費負担となり、自己負担の軽減が図られる場合には、県内の自治体の動向を踏まえ、定期接種の実施主体であります自治体として住民の皆さんに周知等を行い、予算措置を含め、接種できる体制の確保等に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、50歳代でワクチンをということですが、国においては、帯状疱疹ワクチンを定期接種の対象とする方針を決定しておりますが、今現在、接種対象者の年齢、使用するワクチンの種類、スケジュール等を含め、制度設計の詳細について検討が進まれております。

帯状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、70歳代がピークとされ、80歳までに3人1人が発症するという統計が出ております。

帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の方が接種することができ、発症予防、重症化予防が期待できるとされております。

任意の接種においては、自治体の助成制度がない場合には、全額自己負担であり、数千円から数万円の費用がかかります。効果や持続性・安全性が高いと言われる不活化ワクチンは高額であり、ワクチン接種を控えられる方も少なくないようです。

接種対象者の年齢について、国は、重症化防止を目的として65歳で接種する案を軸とした検討が進められておりますが、接種対象者を50歳からとする年齢設定については、健康被害を未然防止する観点からも県や国に要望してまいりたいというふうに考えております。

町といたしましては、国の定期接種に向けた詳細な制度設計について情報を収集して、住民の

皆さんが年齢を重ねても健康で住みやすいまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。

現在、老若男女問わず、活躍を求められるところでございます。平生町の未来を考えると、町民の健康の維持は福祉的観点だけではなく、その費用対効果も含めた経営的な捉え方も必要かと考えます。経済的にも带状疱疹は、その症状、合併症などを考えると、かかってからでは遅いのです。本日の自主財源の御答弁にもあったように、短期的なところは持ち出しするところで、改修は長期的に考えるという同じ考え方はこちらではできないかと私は思っております。ですから、今の御答弁でいくと、健康の福祉の面に重きを置いた御答弁だったかと思います。

しかしながら、50代から平生町で生活するという方々は、先ほども申し上げたとおり、働き、そして生活をするものでございます。当然、平生町に住むということは、その町民税も含めて経済的な効果もございます。費用対効果というところについて、私は2つの意味を持って捉えておりました。当然、有効的なその効果であったり、接種費用であったりということも含めてではございますが、トータルとして考えて平生町の未来をつくるために50歳からのワクチン接種をするというところは、1つ重要なところでもあろうかと思えますし、これはこの带状疱疹ワクチンにとどまらないところでもございます。これは担当課だけの判断ではもちろん進みにくいところでもあります、大きく平生町は、例に漏れず、少子高齢化のところが大きな課題となっております。その一助となるべく、この50歳からのワクチン接種の独自助成というのは1つの契機であり、その方向性を示す1つの手段とも思うところでございます。

その上で、町長にいま一度、再質問したいのですが、この件について少子高齢化の中で人口減少をとどめる1つの手段として、そこについてリーダーシップを図って、この独自助成についてどのように進めたいと現時点で思っておられるかお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、50歳からワクチン接種をするっていうことは私も必要だとは思っております。しかし、県下で、県で統一的に、全市町で行うのが私はベターだと思っておりますし、まずは、県に強く要望していきたいというふうに思っております。

それも1つですが、あとは周りの、近隣の市町とともに一緒に考えてやるのであれば一緒に近隣の市町とともにやっていくのであれば、協議しながらやっていきたいなというふうに思っております。平生町だけ、じゃあ先にということは今のところ考えるつもりはないであります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 先ほどもお伝えしたとおり、阿武町であったり上関町であったり、町としても既に独自助成を行っているところもございます。その意味が何かというところも含めて、今後とも健康についての町政を引っ張っていただきたいと思います。それをお伝えして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず、第1の町政についての推進についての町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

主には3点です。

まず、第1に町の財政の状況、第2に町職員の健康管理について、第3に新庁舎整備事業の説明責任についてです。

第1に、町財政についてですが、町長、今朝のお話で、財政の厳しさに触れられて、来年度の予算編成に触れられました。大変厳しい状況であるという認識であることはよく分かりました。そこでちょっとお話をしたいことがあるんですが、いろいろ財政運営を考える上で、一番大事なことは町政への財政運営に余裕があることです。ということは、財政調整基金の残高がどうなっていくかが一番大切です。

これまでの資料ですが、2019年、4億8,600万円。令和2年、3億6,600万円。令和3年、6億3,400万円。令和4年、7億100万円ぐらいの基金がございます。そして、令和5年度の残高は、5億4,800万円。ここまではいいんです。順調に財政のそういう幅があったと思うんです。特に、令和4年の7億円、この頃にちょうど町長の改選の時期でございまして、町の財政が好転したというお話をされたということを聞いております。

しかし令和6年、どういうことか、この間に大量の基金の取崩しをした。それから若干は積立てもしておりますが、現在の基金残高は、約2億8,000万円ぐらいだと思います。どうしてこの令和6年に、これだけに極端なことになって、令和7年度からの予算編成は町長申されたように、大変緊縮な予算を組むというお話をされましたが、これは町職員全体を萎縮させることにもなってまいります。今日の活力を失うことにもなっています。どうしてこういうことになったのと分析をしておられるのか。順調に積み上げてきた基金残高が2億8,000万円。

2点目です。町職員の健康管理ですが、相変わらずいろいろな情報が入ってまいります。町職員の健康管理は、町政を推進をする上で、一番大切な課題ですが、このことについて現状をどう理解をされ、どのように対応されようと思っておるのかお伺いをいたします。

3点目は、新庁舎整備事業です。令和5年度の当初予算で、約1億3,800万円の予算が計

上されて外構整備、それからE Vの——例えば新庁舎整備事業では、進入路及び駐車場、屋外トイレ等の工事を予定していますと、そうしてE Vスタンドもやると、こういうことで予算の議決を求めてられました。

5年度は、解体の遅れがありまして、今年に全額繰越しをして事業を進めておりますが、進入路の整備だけでまだ他は進んでおりません。繰り越して今年で予算はもうどうにもならない状況ですが、このことについての説明が一切ございません。新庁舎整備事業が止まった状況です。このことについてどのようにお考えなのか、町長の考えを、どうしてこうなったのか、どうするのかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

まずは、財政運営についての考えを述べさせていただきます。

地方債の償還がピークを過ぎたことから、関連指標は、当面改善が続く見込みでございます。

しかしながら、多様な財政需要に対応するための繰入れに伴い、財政基金の残高が大きく減少をいたしております。

財政基金は、経済事情の著しい変動や災害等への備えとなるものでございます。基金残高の維持確保を目下の新年度予算編成における喫緊の重要課題として捉えているところでございます。

今後の見込みといたしましては、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修、建て替え等に加えて、防災公園等の整備や小中学校の再編成計画などにも備える必要がございます。これらのことを踏まえて、中長期的な財政状況を見据えた計画的な財政運営を図るとともに、財源の確保に一層の注力を行い、住民サービスの維持向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、職員の健康管理についての考えを述べさせていただきます。

近年、全国的に地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあります。本町におきましてもメンタルヘルス不調により、1か月以上の期間、病気休暇を取得または休職した職員は、令和3年度、4年度でそれぞれ2人、5年度では6人、本年度は、現時点で3人となっており、課題だと認識をいたしております。

その原因を考えてみますと、新型コロナウイルス感染症の対策事業をはじめ、地方創生交付金事業、物価高騰対応重点支援給付金事業のほか、自然災害への対応など、通常業務に臨時の業務が加わることで、職員一人一人が抱える業務量が増加するとともに、その役割と責任が大きくなっていることが挙げられると考えております。

このような状況の中、対策の1つとしては、職員数の増による対応が考えられます。本町においても、補助的な業務を担当する会計年度任用職員を活用し、増加する業務の対応に取り組んで

おりますが、十分とは言えない状況でございます。

また、新たな業務も増えており、正規職員の増員により、長時間労働の抑制を図る必要があると考えているところでございます。

そのほか、職員の健康管理の対策といたしましては、現場でのメンタルヘルス対策の推進が肝要であると考えておりまして、本町といたしましても、一事業主として安全衛生管理体制の整備のほか、職員の健康管理や安全配慮義務の履行、メンタルヘルス不調の予防などに取り組んでいく必要があることから、ストレスチェックの実施をはじめ、産業医の健康相談や職員に対して定期的にメンタルヘルスに関する研修を実施をいたしております。

働き方改革やメンタルヘルス対策における、職員個々が取り組むセルフケアや管理職が取り組むラインケアなどをしっかり機能させることで、町役場を働きやすい職場、楽しい職場となるような環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、庁舎整備についてでございます。

令和5年度予算において、新庁舎整備事業として屋外トイレ棟、連絡通路、駐車場整備、EVスタンド等設置工事の予算を計上し、整備を進めてきたところでございますが、令和5年度末に、引き続き活用する予定であった3号棟で、屋根の腐食により雨漏りが発生いたしました。建築後25年を経過した建物であり、今後の補修費用などを考えると、引き続きの使用が困難であるとの判断をいたしましたので、現在は、当初に計画していた屋外トイレ棟並びに連絡通路整備を中止しております。そのほかの庁舎進入路及び駐車場の一部については完了しており、EVスタンドについては整備を進めているところでございます。

新庁舎建設計画時には、既存の3号棟を有効に活用できるよう考慮し、周辺整備を計画したところではありますが、予測していなかった状況となり、変更を余儀なくされたことについてももっといろんな事態を考えておくべきであったという反省はいたしております。

今後につきましては、現在進めている防災公園整備の中で、庁舎の整備を行うよう変更させていただきたいと考えております。住民の方や庁舎を訪れた方がより快適に利用できる安全・安心を与えることができる施設となるよう、庁舎周辺整備を進めていきたいと考えております。

住民の皆様には、防災公園整備の基本構想を町ホームページに掲載することで今後の周辺整備の計画を周知するように努めてまいりたいと考えております。

今後も議員の皆様方の御意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いろいろ答弁をいただきました。これ以上前に進まないというものもありますし、まず第1に、財政問題ですが、先ほど数字を読み上げました。なぜでも、極

端に、令和6年、今年度にこれだけの減額になったのか。順調に積み上がってきた基金が突然、これだけの金額になって町政を萎縮させるような数字が出てきたと。この原因をまず調べるのが一番だと思うんです。そして、このようなことにならないようにする対策を示すと——もう苦しいから予算をぎりぎりにしますよ、締めますよ、削りますよというんでは、何も元気が出ませんのでね。そこをちゃんと説明していただきたいんです。どのような原因でこうなって、今後、こういうことを起こさないためにはどうするかと。こういうことが大事だと思います。

2番目の町職員の健康管理については、前回の答弁よりは随分進んだと思います。前回はできない理由をいろいろと述べられましたが、今回は、いろいろ話を聞くのにやっぱり保健師さんもおられますし、いろいろな体制は取ってはおられるようです。しかし、これは深刻な問題です。私は、町の職員が職場の苦勞を語りながら、目の前でもう駄目ですと、頑張れませんと言って泣き崩れる姿を見ました。これが何度も浮かんできます。先ほど休んだ方もいましたが、退職した方もおります。やっぱ深刻な事態だと思うんですよ。あの風景を思い出すたびに、自分の責任も含めて、この問題に対応していかなければならないという決意をまた新たにしておりますから、先ほどの答弁は、町長としてどう向き合うのかというお考えをぜひ職員に対するアピールも含めて検討をお願いしたいと思います。

3点目の新庁舎の整備事業です。

やっと初めて、ここで路線が変更されたことが表明をされました。私どもは、令和5年の当初予算で、この1億3,800万円の予算とこういう整備をしますという図面を添えて議決をいたしました。町民もそのように理解をしております。ところが、今日やっとこれが突き当たったからもう変えるという話をされ、議会への説明、町民への説明、これは一体どうなって、どうしてこういうことになったという説明をされないのですか。ちゃんと説明されれば理解をされると思うんです。と同時に、私は新庁舎建設の整備事業については、御存じのように、今のあの計画では狭いし、金額も大変かかって、将来、財政負担の禍根を残すと。そういうことで、採決を棄権をいたしました。当時の第4庁舎、今の3号棟。これは当初計画では、面積を確保するために曳家で、2号棟の近くに設置するという案が出されて、狭い狭いというから、そういう利用案も出されておりました。

その後、今の状態で置くという方針が若干、そこまで言うけど図面を見たらそう理解できるような痕跡があります。私は、この旧第4庁舎については、そんなことはできないと何度も申し出てまいりました。したがって、新庁舎の整備事業全体が当初の計画から行き詰まってきたらいいですね。

そして、私は、新庁舎の整備の場合、まず一番初めに言ったのは、庁舎の中で仕事するのは職員です。職員が快適な職務を遂行するためには、1人当たりの面積——机の幅になりますが、

これは1,400ミリ。当時の大体、机に袋のロッカーを置いたら1,400です。1,400以上は要りますよという——それから逆さまに庁舎の面積を計算をする。そして快適な空間をつくる。こういったことを求めてまいりました。しかし1,200ミリでずっと設計が進んでまいりました。そのときの理由は、デジタル化が進めば書類がなくなるから十分だと。したがって、私は、それに対してはデジタル化が進めば、さらにモニターなど、大きな画面が2つも3つも要る時代が来ると。そうすると1,200では狭いと。十分な確保した庁舎の設計をするように求めてまいりましたが、これが現在の状況になっております。各職場を見られて、机の上を見られたら分かると思うんですが、私はこのことが健康被害にも若干、影響があるのではないかという心配もしております。

これから先、方針転換をされて、新しい庁舎で防災対策や特に倉庫ですね、倉庫がないんですよ。そういったことも取り組まれること自身は、私は反対をしませんし、進めますけど、これまでの方針が行き詰まったと。方針転換をせざるを得ない状況を議会にもちゃんと説明をされて、予算、来年7、8千万円、このまま不要になってまいりますよね。住民に対してもちゃんと説明をされる必要があるのではないですか。これが町政を推進する最高責任者としての立場じゃないですか。このことを申しておきたいと思います。町長の考えをお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

財政の基金が減ったという話ですが、実を言うと、あの間ですね、地方創生交付金とか物価高騰対応重点支援給付金とか、あとコロナ新型コロナウイルスの対策事業ということで、普通であれば一般財源を使うところをですね、これに使えるものは使ってきたということで結構積み上がってきたんだろうと思います。これが今なくなったところで、当然、必要なものはやっていかなきゃいけないということで、一般財源を使用して今回、少なくなっているということですが、そうは言っても、先ほども申し上げましたとおり、財政基金は、やっぱり今後増やしていかないと、何かあったときに本当困るということなんで、ちょっと来年度から方針も変えながら、身の丈に合った財政をやっていかないといけないというふうに思っているところです。まず財政はそういうことでやっていきたいというふうに思っております。

それから職員の健康管理ですが、これ全国的に増えているのは確かなんです。統計上も増えておりますし、各省庁も増えていると聞いております。

なかなか難しく、私どもとしても無理するなどは言うんだけど、何かの俳句にありましており、無理するなと無理を言うというような俳句もあるみたいですけど、そういうことも含めるとですね、やっぱり職員数を少し増やしていかないといけないということで、今回ももう一回、職員募集をかけている。

逆に、募集をかけてもなかなか集まらないのが今現実です。どこの自治体に聞いても職員さんを採用するんだけど集まらないうと、人が集まらないということでございます。私どもが欲しい人数以上には来られるんですけど、やっぱり、中には本町が求める人物像とはちょっと違う方もおりますので、それらを含めて本当にこの方が町でやっていけるかどうかという観点から、私も含めて4人でちゃんと面接をさせていただいておりますので、これならちゃんと町の中で働けるかなということの、まずそれを確認しながら職員を採っておりますので、なかなか難しい面もあるし、また私どもが職員を採用の内定を出してもですね、今度は辞められるという方もいらっしゃるんで、例えば、よその市とか県とかに合格したんで辞めますというような方もいらっしゃるんで、なかなか難しい、採用も難しい状況となっております。御承知のとおり、民間企業でもものすごく職員というか、採用が増えてまして、各民間企業のところ、大きなところは別かもしれませんが、中小企業なんかはもう全く人が集まらないというのが今の現実だそうでございますので、町としてもはっきり言って、市町村から言えば、小さな町だとは思いますが——全国的に見て。だけど一生懸命やっているんで、それでもやりたいというような何て言うんですかね、ぜひ平生町に採ってほしいというような職員をぜひとも採用したいということで、来年になってもう一回、採用試験やらせていただきますけど、そういう状況で、とにかく職員をちゃんと補充したいというのが私の願いです。

それから、庁舎でございますが、申し訳ない、いろいろ変えたりして、大変町民の皆様にも申し訳ないと思っておりますが、ただ、どれが一番いいのかという将来のことを見据えてやらないといけないということですので、ここで若干立ち止まったとしても、将来これがよかったのかどうかというのは、将来の人が判断されるんだろうと思います。私どもとしては、将来はこっちのほうが絶対よかったなと思うと思う気持ちで、今、変えているわけございまして、それについては、将来の方が御判断されるんじゃないかなというふうに思っておりますが、自分たちとしては、これを今一番やっていくべきだろうということでやっておりますので、そこは皆さんの御理解と御協力をいただかないとなかなかできませんので、よろしくお願いを申したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 財政問題についても、若干は議論になったと思います。増えてきたのは、前からも申しますように、コロナのいろんな財源を、職員の皆さんが知恵を使って、一般財源を使わないようにして、これだけの基金をつくっていただいた姿はずっと見ておりますし、これは全国的なことで、ちょうどその年にJ I A Mの研修に行きまして、一番早い数値を見まして、みんなが笑いましたけど、やっぱり日本中で、ええ具合にやって基金を増やしてきてい

る。ところが、突然こういう大幅な減額になって、一遍に萎縮構造が発生すると。このことについての町長の采配をお伺いしておるわけで、これは3回目ですから、前を向いて話をしないと意味がないと思いますが、そここのところをしっかりと自覚して……。大事なのは、基金がなくなった、組織を萎縮させてしまうのが一番駄目なんですよ。どう前を向いて、みんなが元気を出していけるか。このことを念頭に置いて、職員の皆さんとも相談をして、財政担当者も苦勞をしておるといのはよく分かります。私ども、これから財政の状況も見ながら、職員の皆さんが元気が出る施策が、財政運営ができるような応援をしてみたいと思います。

2点目の健康管理については、またこの前と同じことを繰り返しますが、これはちょっとやめてほしいんですよ。とにかく職員を採用して、できるだけ皆さんの仕事の幅があるような、ゆっくりにできるような体制をつくると、これだけでいいと思いますので、しっかり職員にエールを送っていただきたいと思います。

3点目、これも初めて先ほどの言葉を言われました。第4庁舎、今の3号棟は、初めから大きなテーマであるのは、もう放棄して考えるのが筋だというのはずっと言ってきたんですけど、こういうことになってきております。結局、かなりの無理をして、幸いなことに財政問題は緊急防災事業に乗ることができまして、これは大きな負債を抱えないで済む、これは大変皆さんの努力の結果だと思いますけど、これは止まって、次の構想が今練られてます。それについては賛成であるから、先ほどの全協で聞いても、ずっと皆さんからもそういう応援があったと思うんです。こここのところはよく考えてやっていただきたいと思いますから、とにかく謙虚に、自分が政策が行き詰まったら、早く議会にも説明する、住民にも説明する、そうすれば理解をされると思うんですよ。今年の5月頃のことを先ほど話をされましたけれども、あそこまでやめると決めたときに、ちゃんと方針を示されればよかったんですよ。これは御理解だと思いますから、このことは置きます。

それで、2点目の質問に行きます。草刈りについてです。

これは昨年もしました。今年も、私、10月から11月にかけて、ずっと平場の町の中を歩いて回りまして、一番多いのが雑草に対する苦情です。町は人口減少対策でいろいろやるのもそれは分かるが、私たちの身の周りの環境を改善をしてくれんにやあ意味がないと、そういう声も出ます。やっぱり、今、住んでいる人がよい環境で住める町の行政を進めるというのは、人口減少対策もそれはやらなければなりませんよ。でも、今、住んでいる人の生活環境をよくしていくことは、大変大切な課題です。

そこで2つほど言います。1つは道路を特に中心ですがね、これまでボランティアでかなりのことは解決されておりますが、これがもう限界に来ているということを認識してほしいのが1点。したがって、2点目は、それならどうするかということで、今、町で4名の方が道路の草を刈っ

ておられるようですけど、こういったことを民間の業者に仕事として発注をして解決をしたらどうかと。すぐにはできないと思いますが、このことについての考え方についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、公共用地等、道路とか河川とか、公共用地などですね、こういうもの町が管理する場所の考え方について御説明いたします。

まず、道路、河川の草刈りなどの管理につきましては、慣例として、主に地元自治会や近隣する土地の所有者などが行っていたところでございます。

しかし、近年は地元住民の高齢化や不在地主の増加により、草刈りなどの管理ができる方が減少してきたことから、管理が困難となってきた道路などについては、地元住民からの相談や要望などを受けて町が草刈りなどの管理を行ってるところです。

次に、公共用地などの管理につきましては、町の公共用地のうち行政財産の草刈りなどについては、所管します各課が対応し、普通財産については総務課が対応しております。

なお、建設課が所管する公共用地などの草刈りなどについては、会計年度任用職員を建設課が任用し対応しており、建設課以外の主な公共用地などの草刈りについては、会計年度任用職員を総務課が任用して対応しているところでございます。また、ほかにも施設によっては民間などの委託により対応しているところもございます。

次に、道路、河川を対象とした草刈りの民間企業への発注についてを御説明いたします。先の質問でも御説明して重複いたしますが、道路、河川の草刈りなどは、地元自治会などが主に行ってきたところです。ただ近年は、高齢化などの理由により、町での管理の要望が増えており、要望件数は年々増加してきている状況です。

このことから、草刈りなどを実施します会計年度任用職員を増員、道路作業員4名、道路補修員2名として対応しているところですが、住民の皆様の要望には対応しきれていないのが現状でございます。

このことについては、本年の6月議会にも関連する御質問がございまして、回答といたしましては、今後は草刈りの外部委託などの検討も行っていきたいと申し上げたところです。

このことから、新年度予算に向けて、外部委託などの予算編成を検討しているところでございまして、議員の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 町長、今、答弁ありましたように、もう年だからできないという声をいっぱい……。でも、一生懸命やっておられるけど、もう私は85よとか。地元のことを

言っては申し訳ないんですが、街路事業の桜町線の桜町部分は自治会でやっておりますが、ここでもいろいろな問題が発生をしてきて、いつまで今の管理が続くのか分からないという状況です。見られたら分かりますし、沖のほうの光上関線との接合点辺りは随分状況が悪くなっておりまして、桜町の自治会ではないですけど、前にも言いました山口銀行の辺りも大変な——いわゆるあまり見栄えがよくないと……。こんな町に——イメージが悪くなるというのは前にも申しましたが、とにかく限界に来ているのは間違いないですから、このことを、そういう発想で、公でやらざるを得ないと。まずそこに考えを基本に持っていただきたいということです。

それと、そうするとどうするかということになるんですが、私は現職の時代に、道路の草刈りの民間の業者として仕事を請け負った——周南の農林事務所、光市農林事務所の農道、光市の市道をね——業者として請け負ってやった経験もございますし、現場の管理にも携わってまいりました。やっぱり責任を持って、ちゃんと業者にまとまった分を発注していく。これはまだ簡単にすぐできないと思いますけど……。

それともう一つは、手を挙げてもらえるかどうかなんです——民間の業者に。まとまってこういったことは仕事として出せますよと。公共事業は四半期に分けて、予算編成後に発注の計画を示すことになっております。この中で試行的にでも、来年度からそういった業務を加えて、手を挙げてもらえる業者があるかどうかも含めて、いろんな試行をしていただきたい。話をする中で、そういった方向も部内では検討しておられるような様子も伺いました。

それと今回、各課、全部聞いて歩きました。草刈りをどうしておられるか。東部の森林組合、それからシルバーセンター、それと町内の小さな民間業者、あとは先ほど言った道路作業員、それから総務課が2名ほど雇っております作業員。特に総務課の努力には頭が下がる——状況を聞いて思いました。大変な苦勞をしておられるんだと。どうしても早く、そういったできるだけ町でやる業務を減らして、民間に移していくというのは、努力をして作戦を立てていく必要があると思いますので、これを申し上げておきたいと思います。

暮らしやすい町、特に空き地や空き家がありますから、余計に雑草が皆さん目につくんですよ。そうすると、この公共の用地も一緒にされてしまうと、そういうことがありますから、この点について、ぜひ来年度から、試行的にでいいですから取り組んで、住民にこういうことをやっておりますよという理解をしていただくような、様子を知らせてほしいと思います。

ちょっと困ったことにですね、あの人があんなことをするから町がやってくれんなどという身内の議論まで出てくるんですよ。これが一番悪いことです。そういった点では、ぜひ明るい展望が開けるような施策を、住民の皆さんに明らかにしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） 休憩をいたします。再開を午後２時１０分、１４時１０分といたします。

午後１時５９分休憩

午後２時１０分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第４６号「令和６年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４７号「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４８号「田布施・平生水道企業団の解散について」及び議案第４９号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第１９号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」及び報告第２０号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了をいたします。

ここで日程の変更についてお諮りをいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、１２月１３日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。
したがいまして、本日の議事日程に、日程第１４、委員会付託を追加いたします。

日程第１４．委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第１４、お諮りいたします。

議案第４６号「令和６年度平生町一般会計補正予算」から議案第４９号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」までの件は、会議規則第３５条第１項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第４６号から議案第４９号は、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、１２月２０日午前９時から行います。

以上です。

午後２時１４分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 長 尾 忠 明

署名議員 中 村 一 幸

令和6年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和6年12月20日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月20日 午前9時00分開会

日程第2 議案第46号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第47号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4 議案第48号 田布施・平生水道企業団の解散について

日程第5 議案第49号 田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について

追加日程第1 議案第50号 令和6年度平生町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第51号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

追加日程第3 議案第52号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

追加日程第4 議案第53号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

追加日程第5 議案第54号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

追加日程第6 議案第55号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算

追加日程第7 議案第56号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第8 議案第57号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第9 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議員派遣について

日程第7 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第46号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第47号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4 議案第48号 田布施・平生水道企業団の解散について

日程第5 議案第49号 田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について

- 追加日程第1 議案第50号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第2 議案第51号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 追加日程第3 議案第52号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 追加日程第4 議案第53号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 追加日程第5 議案第54号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 追加日程第6 議案第55号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 追加日程第7 議案第56号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第8 議案第57号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第9 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君
9番 岩本ひろ子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君	

欠席議員

6番 赤松 義生君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君
 教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 金岡 泰史君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	中尾 和正君
地域振興課長	…………… 星出 一明君	デジタル推進課長 …… 横田 佳幸君
町民福祉課長	…………… 淵上万理子さん	税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長	…………… 久保 秀幸君	産業課長 …………… 吉岡 文博君
建設課長	…………… 河村 武君	環境政策室長 …………… 山本 和也君
学校教育課長	…………… 吉本 敏行君	社会教育課長 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長	…………… 山本 順一君	

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中本敦子議員、中川裕之議員を指名いたします。

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第46号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から、日程第5、議案第49号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」までの件を、一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 総務厚生常任委員会の報告を申し上げます。総務厚生常任委員会は12月17日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算1件、条例1件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第46号については、総務費の地域振興費役務費の広告料が100万円の減額となっているが、減額の内容は何なのかとの質疑がなされ、当初、テレビ等を活用したPRを予定していたが、メルカートの開催などを行う関係人口創出事業の受託先がケーブルテレビの事業者であったため、同事業者によりテレビを活用したPRが可能となったことから不用額を減額する旨の回答がありました。

議案第47号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算1件、事件2件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第46号については、教育費の小学校費及び中学校費において学校給食の物価高騰分支援として増額の予算措置がされている。保護者負担の軽減となり適切であると思う。来年度も引き続き支援を考えているのかとの質疑がなされ、来年度も物価高騰分への支援を考えている。また、田布施町とも協議し、保護者の負担軽減を図る方向で考えている旨の回答がありました。

議案第47号、議案第48号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第46号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第46号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第47号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第４７号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第４８号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第４８号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第４９号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第４９号に対する討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第４６号「令和６年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第４６号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。

議案第４６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第４７号「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４７号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４８号「田布施・平生水道企業団の解散について」を採決いたします。

議案第４８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

議案第４８号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号「田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分について」を採決いたします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

委員会室で全員協議会を行いますので、議員並びに執行部の皆さんは御移動をお願いをいたします。

午前9時10分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第50号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から、議案第58号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が追加提出されました。

これを、追加日程第1から追加日程第9として日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第58号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題とすることと決しました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 議案第50号

追加日程第2. 議案第51号

追加日程第3. 議案第52号

追加日程第4. 議案第53号

追加日程第5. 議案第54号

追加日程第6. 議案第55号

追加日程第7. 議案第56号

追加日程第8. 議案第57号

追加日程第9. 議案第58号

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、議案第50号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から、追加日程第9、議案第58号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの件を、一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○議長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月12日に御提案申し上げました議案につきましては、本会議並びに付託常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてたゞいまは、予算1件、条例1件、事件2件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは、御提案をいたします、予算6件、条例3件の議案につきまして、説明を申し上げます。

議案第50号「令和6年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は7,971万3,000円を追加いたしまして、予算総額は64億6,219万円となるものであります。

初めに、今回の補正予算における、給与改定や実績に基づく調整等に伴う人件費の補正、また、他会計における人件費の補正に伴う繰出金等につきましては、各費目においての説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものより申し上げます。

16ページから17ページにかけての低所得世帯支援給付金事業費では、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付し、うち子育て世帯には児童1人当たり2万円を追加給付する低所得世帯支援給付金給付事業の実施に要する経費を計上いたしております。

19ページの予防費では、新型コロナウイルス予防接種による健康被害につきまして、国の制度に基づく救済給付金を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

前に戻りまして、11ページからでございます。

国庫支出金、県支出金につきましては、歳出事業の特定財源として計上いたすものであります。

繰入金につきましては、一般財源充当額の減少に伴い、財政基金繰入金を減額いたすものであります。

なお、29ページから給与費明細書を添付しております。また、特別会計等におきましてもそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

続きまして、議案第51号から55号までの特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、それぞれの人件費を補正いたすものであります。

続きまして、議案第56号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第57号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、一括して御説明申し上げます。両条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、期末手当の支給月額を年間で0.05月分ほど引き上げいたすものであります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和6年4月1日からいたします。

続きまして、議案第58号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に準じまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して2.86%引き上げるものに加えまして、期末手当及び勤勉手当の支給月額を年間それぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員は年間それぞれ0.025月分ほど引き上げいたすものであります。令和6年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和6年4月1日からいたします。

以上で本日御提案申し上げます議案につきましても説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武史君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 平生町一般会計補正予算、ページ数で言えば30ページ、給与費明細書2の一般職、そこに総括の表が載ってます。これによると、補正前、補正後、比較ということで職員数、給与費合計等が載っていますけれども、補正前が117、補正後に114、ですから比較3名の減ということなんですけども、年度を通じて思うんですけども、当初117でスタートされて、人件費——退職されたということで、3名の減。これだけなんですけど、私がお聞きしたいのは、職員採用——マンパワーですよね。仕事の上で遂行、福祉の向上ということでやられてて、当初117で、このたび114になっておると、この補正予算でですね。今後

4分の1はまだ残っていますけれども、これで果たしてうまいこといってるのかどうなのかですね。

よく職員定員管理計画等も含めて御説明をいただきますけれども、果たしてそれを超えた何か特別な事情があるのかどうなのか。組織としてですね、役場の組織として——職務の遂行上いろいろな仕事の量の差異はあろうと思うんですけど、何かそれ以上のものをこのたびの補正から感じるわけです。これは、私のあくまでも推測です。この年度途中での3——これは退職されたということ度を度々申し上げますけれども、果たしてうまく役場の機能が遂行しているのかどうなのか職員の管理計画等も含めてですね。次年度へ非常に影響があるのではないかと思います。以上です。

（「ちょっといいです。とりあえず町長に対する質問ですからちゃんと手続を、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から答弁させていただきます。そのあと私、答弁いたします。

○議長（中村 武央君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 河内山議員の御質問にお答えをさせていただきます。予算書の30ページ、こちらのほうに職員の数、総括として載っていますが、補正前の117、これはあくまでも予算上の人数でございます。補正後は114ですので、こちらのほうは、今現在の職員数ですけども、117から114に減ったというわけではございません。あくまでも予算上のことでございます。114でうまいこと組織が回るのかというお話でございます。

まず、当初の予算の考え方なんですけども、本町、特に最近はどうですか建設課のほうで専門職が足りないということで、そちらの専門職、こちらを採用した場合の人数として、当初予算を組んでおります。ただ、採用試験を行った際にですね、なかなか応募がないということで、その人数分は減っておりますし、3人のうち1人は、事務職、こちらを採用する予定でございましたけども、こちらの採用がかなわなかったことによる減額でございます。

各課いろいろと問題を抱えておりますので、職員数はできるだけ充足をしたいというふうに考えておりますが、なかなかこちらが採用したい職種に応募がなかったりいたしますので、その辺りこの後の課題だというふうに考えております。以上です。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。やれてるのかという話ですが、これやれてると思います。ただ、職員にはかなりの負担がのしかかっているんじゃないかなというふうに思っております。したがって職員を来年度には採りたい——今年も10月から採ろうということで、採用試験もしたんですけど、来られなくなったみたいで、残念ながら増やせなかったんですけど、ただ、来年度4月1日からの採用につきましては、今、何人か内定をもらってますが、まだそれでも足りないという状況なんで、もう一度1月に採用試験を行って、何とか3人以上は採用したいなというふうに思っているところでございます。御承知のとおり今、人材といいますか、どの企業も大変苦勞をしてるのは、その働く人の確保ということになるかと思しますので、私どももしっかりですね、町の職員に採用できる人を採ってまいりたいと、これはもう十分一生懸命やっていかないというふうに思っております。

また、いずれにしても、いろんな事業が国から追加追加で今回だって、低所得者の給付金だって、また急に降ってきて、また先ほど言った、これはまあしょうがないといいますが、コロナワクチンによってそういう亡くなられた方もいらっしゃいます。そのためには今度はうちのほうから、国のほうに上げていかなきゃいけないので、そういう作業もどんどん増えてきますし、いろんな面で何ていうんですか、仕事の量が増えてると思っております。

ほんと職員の皆様には大変今もいろいろある中で、そういう新規の事業もどんどんそれに上乗せして上がっているということなんで、本当に少しでも、職員の皆様にとって、少しでも楽になるように、職員増をしていきたいというふうに考えておりますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） お尋ねを改めてさせていただきます。ここで補正を組まれているということは、今後も採用の予定がないってことになるんじゃないですか。1月に採用の予定を今後考えられ、年度末までですね。まだ考えてらっしゃるということでここで補正をされるっていうのは、どうなのか。

まだ114、先ほど実数で補正後の人数ですね。言われたように、私ちょっと勘違いしてるのかもしれませんが、改めてそのことを今後どのように、この補正後における職員採用の計画、年度末までですね。どのようにされるのか。

それとなかなか、今、先ほどから専門職のこと言われてましたけど、私若いころにコンクリート二次製品メーカーの営業ということでやってたんですけど、いろんな市、町を回ってました。そこでですね、やっぱり専門職ですから——建設課関係のほうで、その自治体でやられてた方は、

つてを頼ってですね、まちのほうへ出て——例えば大都市圏、大阪、東京、やっぱり帰りたいという方がいらっしゃるんですね。そういう情報を聞きに職員の皆さん方ですね、上場企業の大手ゼネコンさんから自治体へ建設課職員としてですね、配属されたっていう方を複数名お会いしたことがあります。もう随分前のことですからね。ちょうどそういう波っていうか時代の流れもありますから。ぜひやっぱり、職員採用、専門職の採用についてはですね、やはり町の思いばかりでもですね、やっぱりマッチングしないとですね、なかなか無理だろうと思いますから。ぜひ御尽力していただきたいと思います。

改めてまた次年度のですね、職員、定員管理計画を含めてですね、職員の働き方を含めて今きちんと定員管理計画でされてると思いますので、十分その辺の上は精査されて、職務に支障のないように、働き方改革のほうを進めていただければと思います。

1点だけ、今後、年度末までの補正に関わる、ここで締められる——一応仮締めだと思うんですよね。今後どうされるのかお尋ねしておきます。以上です。

○議員（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。今年度ということですが、あと、3か月ちょっとですけど、この途中で来てくれるっていう方はなかなか見つけるというのは難しくてですね、これも採用試験やって、そのあと第2次の試験もございますので、期間が結構タイトでありますので、この年度中に増やすというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、来年度4月1日以降に、定員管理上の何て言うんですかね、定数はちゃんと確保したいというふうに思っております。いずれにいたしましても、定員管理計画については、適正に次の年を見ながら、どんだけの職員が必要かも含めて、事務量がどんだけ増えるかどんだけ減るのかも含めてですね、検討して定員管理もきちんと徹底的にですね、計画をしていくべきだし、計画どおりに人員を確保していくというのが、今、直近のほんと課題だろうというふうに思っております。

まあ確かにおっしゃるとおり、土木職の方が募集しても来ていただけないんですね。募集してもなかなか来ないという状況なんで、おっしゃるとおりいろんな角度から、いろんな方面に平生町のそういう土木職を募集してますということを広く、何て言うんですかね、広報できるようなことも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、皆様方にも御協力いただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。まず、議案第50号「令和6年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決をいたします。

議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から、議案第54号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を、起立により採決いたします。

議案第51号から議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第51号から議案第54号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第55号「令和6年度平生町下水道事業会計補正予算」を、起立により採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第58号「一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、起立により採決いたします。議案第56号から議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第56号から議案第58号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第6、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第7. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第7、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 中 川 裕 之